

第2期吉岡町男女共同参画基本計画

2024~2028



令和6年3月
吉岡町

はじめに

近年の新型コロナウイルス感染症の拡大や予期せぬ自然災害の発生などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、個人の価値観やライフスタイルもまた、より多様化・複雑化してきております。

本町における人口の動向を見ますと、恵まれた立地や広域的なアクセスの良さ、大型商業施設などの出店による利便性の向上から、県内でも希な人口増加の自治体となっております。しかしながら、全国的な人口減少の波はいずれ本町にも訪れることは確実であり、深刻な問題として避けては通れない状況です。

このような中、本町においては平成30年度に町として初めての「吉岡町男女共同参画基本計画」を策定し、各所属にて男女共同参画に対する事業や施策を実施してまいりました。そして、今年度、これまでの取組における課題や成果を踏まえ、新たに「第2期吉岡町男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

吉岡町がさらに豊かな町へと発展するためには、性別にとらわれることなく、町民一人ひとりがそれぞれの能力と意欲を十分に発揮し、活躍できる環境を作り上げることが必要不可欠です。そのために、町民の皆様とともに今後様々な取り組みを進めて参りたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定に当たり、ご尽力いただいた吉岡町男女共同参画推進協議会委員の皆様、そして、住民意識アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます、あいさついたします。

令和6年3月

吉岡町長

柴崎徳一郎



目次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画への住民意見等の反映	3
第2章	男女共同参画を取りまく現状	
1	国内外の男女共同参画に関する動向	5
2	男女共同参画に関する本町の現状	8
3	本町における男女共同参画に関する住民意識	13
4	前計画の評価結果	23
第3章	計画の基本的考え方	
1	基本理念	25
2	基本目標	26
3	施策の体系	28
第4章	計画の内容	
	基本目標1 男女共同参画の意識づくり	31
	基本目標2 男女が共に働きやすい環境づくり	35
	基本目標3 男女が安心・安全で暮らせる社会づくり	38
	基本目標4 男女共同参画社会への環境づくり	43
	■「SDGs」と本計画との関係	46
第5章	計画の推進	
1	計画の推進体制・進行管理	47
2	計画の成果指標	48
資料編		
1	計画の策定経過	51
2	吉岡町男女共同参画推進協議会委員名簿	52
3	男女共同参画社会基本法	53

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 11（1999）年に公布施行された「男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）」では、少子高齢化の進行等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」は、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題であり、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進することが重要であるとしています。

国では、基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和 12 年度末までの「基本認識」並びに令和 7 年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定める「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が令和 2 年 12 月に閣議決定されました。

「基本認識」の中で女性の参画拡大の進捗が遅れている要因として、政治分野においては、立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難、人材育成の機会の不足、候補者や政治家に対するハラスメント、経済分野においては、管理職・役員へのパイプラインの構築が途上、社会全体では、固定的な性別役割分担意識があるとされています。

また、令和 5 年 3 月に全閣僚からなる「すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議」において決定された「女性版骨太の方針 2023」においては、基本的な考え方として、様々なライフイベントに当たりキャリア形成との二者択一を迫られるのは多くが女性であり、その背景には、長時間労働を中心とした労働慣行や女性への家事・育児等の無償労働時間の偏り、それらの根底にある固定的な性別役割分担意識など、構造的な課題が存在し、こうした構造的な課題の解消に向けては、従来よりも踏み込んだ施策を講じることが不可欠であり、女性活躍の機運醸成、キャリア形成を支える環境づくりを両輪で進めていく必要があるとされています。

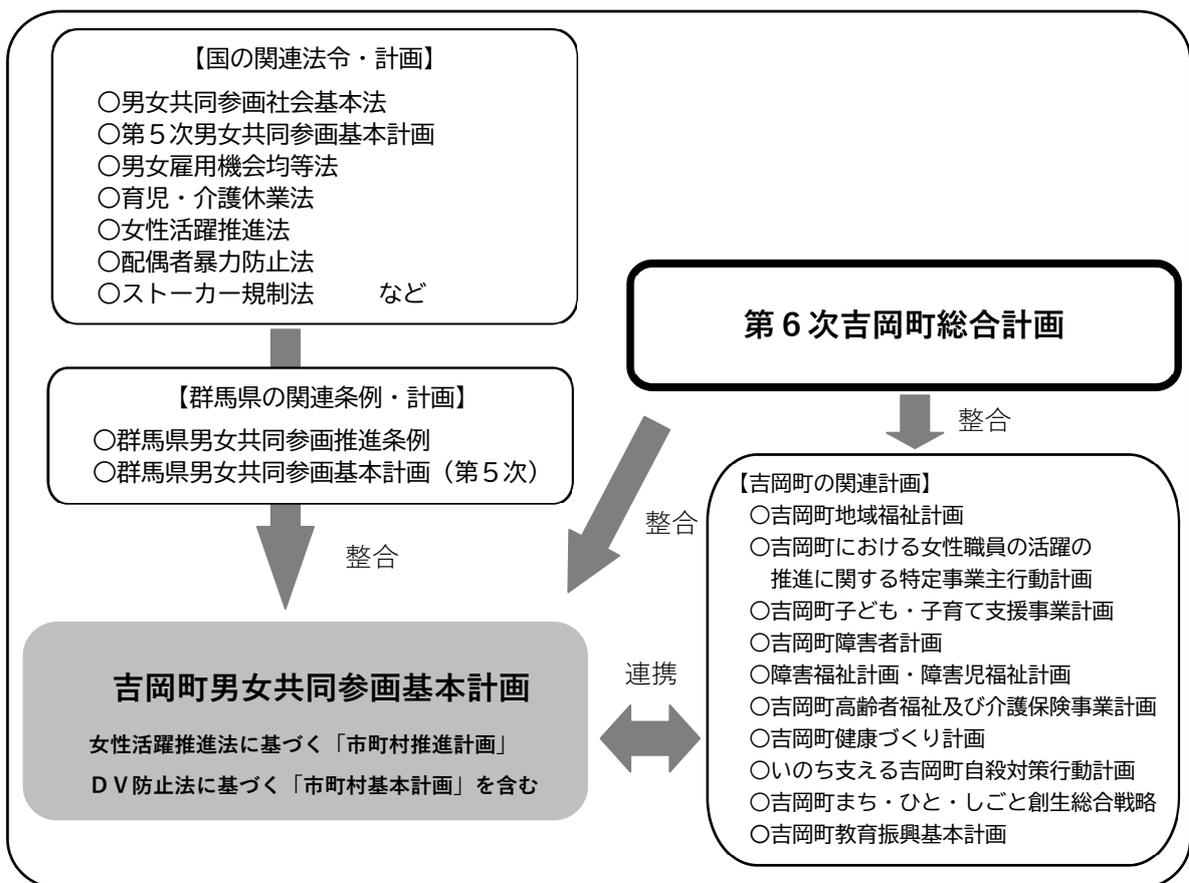
吉岡町では男女共同参画社会の実現を目指し、そのための施策を総合的かつ計画的に推進していくため、第 2 期計画を策定しました。これまでの取組における課題、成果を踏まえ計画を推進します。

2 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に位置付けられた「市町村男女共同参画計画」であるとともに、「群馬県男女共同参画推進条例」の第12条に記載された「市町村、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動」のための指針となる計画です。

計画策定にあたっては、男女共同参画に関連する法令、国の「第5次男女共同参画基本計画」や群馬県の「群馬県男女共同参画基本計画（第5次）」等を勘案するとともに、町の総合計画「第6次吉岡町総合計画」が示す施策目標の下、男女共同参画に関連する計画と整合性を図っています。

また、本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を含むとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV¹防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を含みます。



¹ DV:ドメスティック・バイオレンスの略称。配偶者(事実婚、元配偶者を含む)や恋人など、親しい関係にある(または、親しい関係にあった)人から受ける身体的、精神的な暴力のことで、生活費を渡さないなどの経済的暴力、行動の制限などの社会的暴力なども含まれます。

3 計画の期間

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とし、最終年度には、事業の検証や評価を行うとともに、国や県の動向等を注視しながら、次期計画の策定について検討していきます。

また、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、計画期間中であっても、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度
吉岡町	第6次吉岡町総合計画（2022～2031）				
	第2期男女共同参画基本計画（2024～2028）				
県	第5次群馬県男女共同参画基本計画 (2021～2025)				
国	第5次男女共同参画基本計画 (2020.12～)				

4 計画への住民意見等の反映

計画策定にあたっては、学識経験者や自治会連合会をはじめとする町内の関係団体や企業の代表者、並びに公募による委員で構成される「吉岡町男女共同参画推進協議会」において「男女の意識の現状等に関するアンケート調査」の内容や計画案の検討を行いました。

「男女の意識の現状等に関するアンケート調査」は吉岡町にお住まいで、満18歳以上79歳以下の方3,000人を対象に実施しました。

また、計画案について「パブリック・コメント」を実施するなど、計画への住民意見等の反映に心がけました。

第2章 男女共同参画を取りまく現状

1 国内外の男女共同参画に関する動向

(1) 世界の動向

年	内容
昭和 50 (1975) 年	メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」（第1回世界女性会議）で「世界行動計画」が採択され、各国の行動が開始されました。この年は「国際婦人年」と定められました。
昭和 54 (1979) 年	「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択されました。これは、「国連婦人の十年」の最大の成果と評価されています。
平成 7 (1995) 年	北京で「第4回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」では、全世界が男女両性間における平和で公正で人間的な世界を創るという目的達成に向かって、全ての人の緊急かつ集中的な行動が要求されました。
平成 12 (2000) 年	ニューヨークの国際連合本部で、国連特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、男女平等の実現に向けた 21 世紀の基本路線となる「政治宣言」と、「さらなる行動と発議（イニシアティブ）に関する文書（成果文書）」が採択されました。この中には、あらゆる形態の暴力から女性を保護する目標や、「家事や育児に男性にも女性と同じ責任を共有するよう奨励する」など、男性の関与を強める努力目標が盛り込まれました。
平成 22 (2010) 年	第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）が国連本部（ニューヨーク）で開催され、「北京宣言及び行動綱領」、「女性 2000 年会議成果文書」、「北京+10 宣言」を再確認し、これらの完全実施に向けた貢献の強化を国際社会に求める「宣言」が採択されました。
平成 26 (2014) 年	第 58 回国連婦人の地域委員会において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。
平成 27 (2015) 年	第 59 回国連婦人の地位委員会（「北京+20」）が国連本部（ニューヨーク）で開催され、北京宣言及び行動綱領、第 23 回国連特別総会成果文書並びに第 4 回世界女性会議 10 周年及び 15 周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認し、2030 年までに、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け努力するという「宣言」が採択されました。
平成 27 (2015) 年	国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、我が国も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めています。
令和 5 (2023) 年	日本が議長国を務める G7 男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が栃木県日光市で開催され、「日光声明」がとりまとめられました。

(2) 国・県の動向

① 国の動向

年	内容
昭和 55 (1980) 年	「女子差別撤廃条約」に署名しました。
昭和 60 (1985) 年	世界で 72 番目の女子差別撤廃条約の批准国となりました。また、「国籍法」の改定、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）の制定及び「労働基準法」の改正等が実現しました。
平成 11 (1999) 年	「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられました。
平成 12 (2000) 年	「男女共同参画社会基本法」に基づき、「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。
平成 13 (2001) 年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV 防止法」という。）が制定されました。
平成 15 (2003) 年	「次世代育成支援対策推進法」が公布されました。
平成 16 (2004) 年	「DV 防止法」の一部改正を受け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が策定されました。
平成 19 (2007) 年	「男女雇用機会均等法」が改正されました。
平成 20 (2008) 年	「DV 防止法」が改正されました。
平成 21 (2009) 年	仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）が改正され、父親も子育てにより関われる働き方ができるような見直しが盛り込まれました。
平成 25 (2013) 年	「日本再興戦略」の中核に女性の活躍推進が位置付けられました。 「DV 防止法」が改正され、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となりました。
平成 27 (2015) 年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布されました。
平成 28 (2016) 年	SDGs 実施指針が SDGs 推進本部により決定されました。
平成 30 (2018) 年	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。
令和元 (2019) 年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されました。
令和 2 (2020) 年	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が作成されました。 「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。
令和 4 (2022) 年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布されました。
令和 5 (2023) 年	「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」が策定されました。 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。 「第 5 次男女共同参画基本計画」の一部変更が閣議決定されました。

② 群馬県の動向

年	内 容
昭和 55 (1980) 年	「新ぐんま婦人計画」を策定しました。
平成 5 (1993) 年	「新ぐんま女性プラン」を策定し、女性施策の推進体制の整備を行い様々な施策を展開してきました。
平成 13 (2001) 年	「ぐんま男女共同参画プラン」を国の「男女共同参画社会基本法」の規定に基づき策定しました。
平成 16 (2004) 年	「群馬県男女共同参画推進条例」を制定しました。
平成 18 (2006) 年	「群馬県男女共同参画推進条例」の趣旨や理念を踏まえ、「群馬県男女共同参画基本計画（第2次）」を策定しました。
平成 21 (2009) 年	「ぐんま男女共同参画センター（愛称：とらいあんぐるん）」を設置し、県民との協働による男女共同参画社会の基盤づくりが一層進むことになりました。
平成 23 (2011) 年	「男女共同参画基本計画（第3次）」を策定し、社会情勢の変化に対応した着実な取組を推進してきました。
平成 28 (2016) 年	「男女共同参画基本計画（第4次）」を策定し、県民や県内企業・団体、市町村と協力しながら、総合的・計画的な施策の推進を図っています。
令和 2 (2020) 年	「男女共同参画基本計画（第5次）」を策定し「県民総活躍」の実現に向けて、男女が性別にかかわらず、一人ひとりの考え方や生き方が尊重される社会、あらゆる分野への参画の機会が保障され、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指しています。

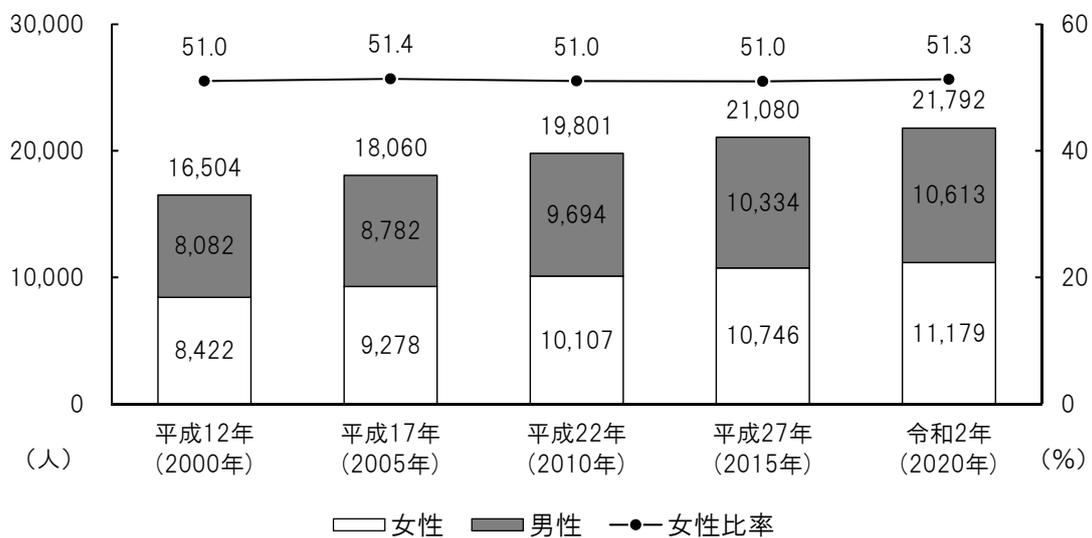
2 男女共同参画に関する本町の現状

(1) 人口・世帯の状況

本町の人口推移を見ると、増加傾向となっており、令和2（2020）年には21,792人と20年前に比べ、5,288人の増加となっています。総人口に占める女性比率は、51%程度で推移しています。

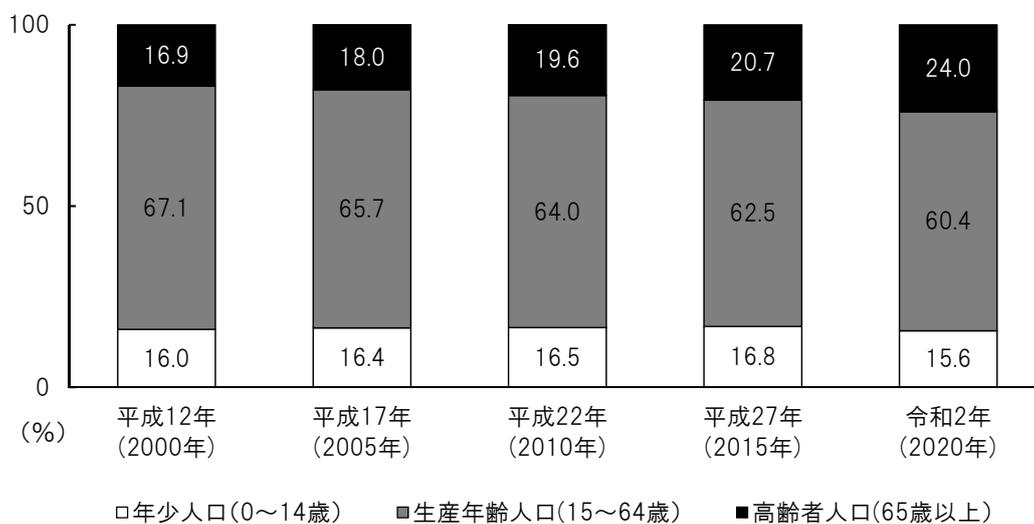
次に、年齢3区分別人口の推移をみると、65歳以上の高齢者人口は増加傾向となっており、20年前から7.1ポイント増加しています。

【総人口と女性比率】



出典：国勢調査

【年齢3区分別人口構成比】



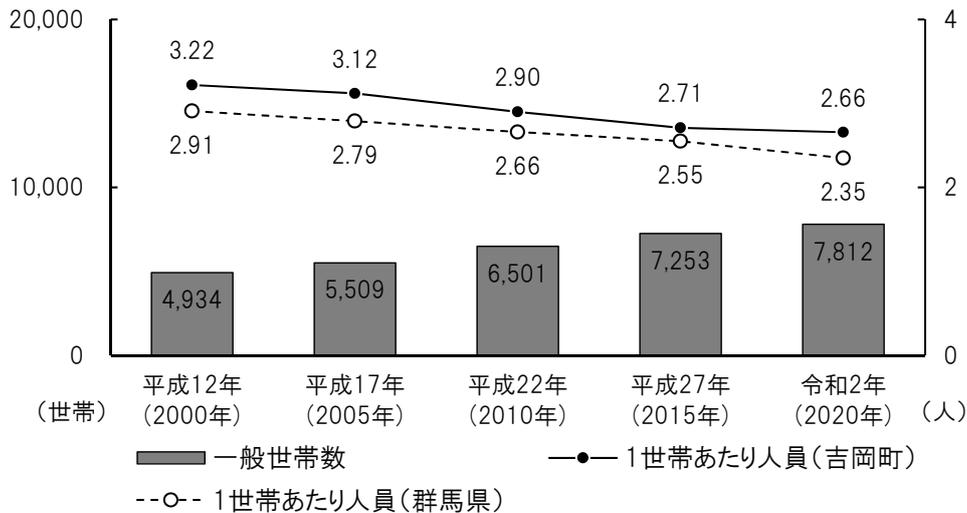
出典：国勢調査

本町における一般世帯数²は増加しており令和2（2020）年では7,812世帯と20年前より2,878世帯増加しました。

一方、一般世帯1世帯あたり人員は県平均と同様に減少傾向にあり、令和2（2020）年には2.66人となっています。

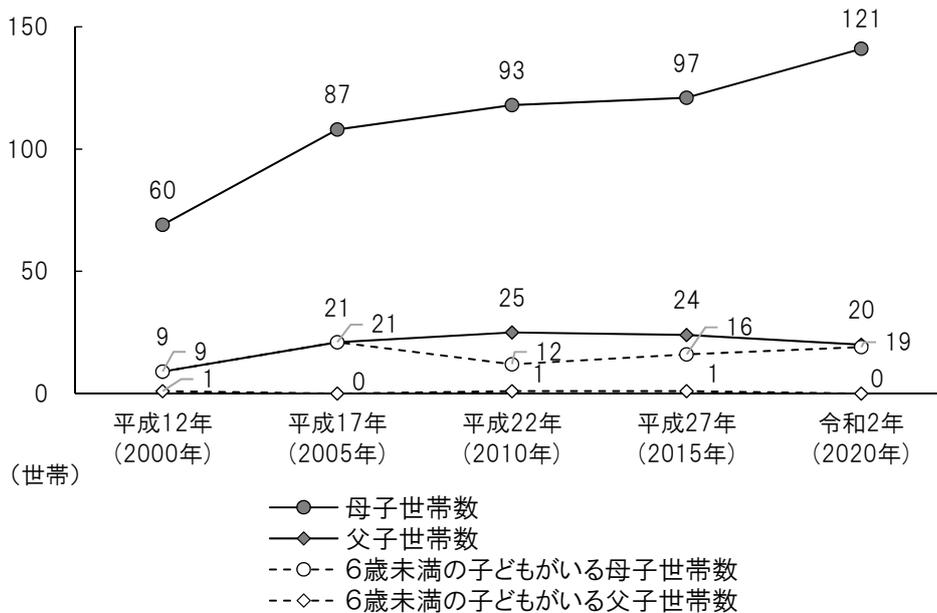
母子世帯数、父子世帯数の推移をみると、母子世帯は増加傾向にあり、令和2（2020）年には121世帯と20年前より倍増しています。一方、父子世帯は平成22（2010）年以降減少傾向にあり、令和2（2020）年では20世帯となっています。

【一般世帯数及び1世帯あたり人員の推移】



出典:国勢調査

【母子・父子世帯数】



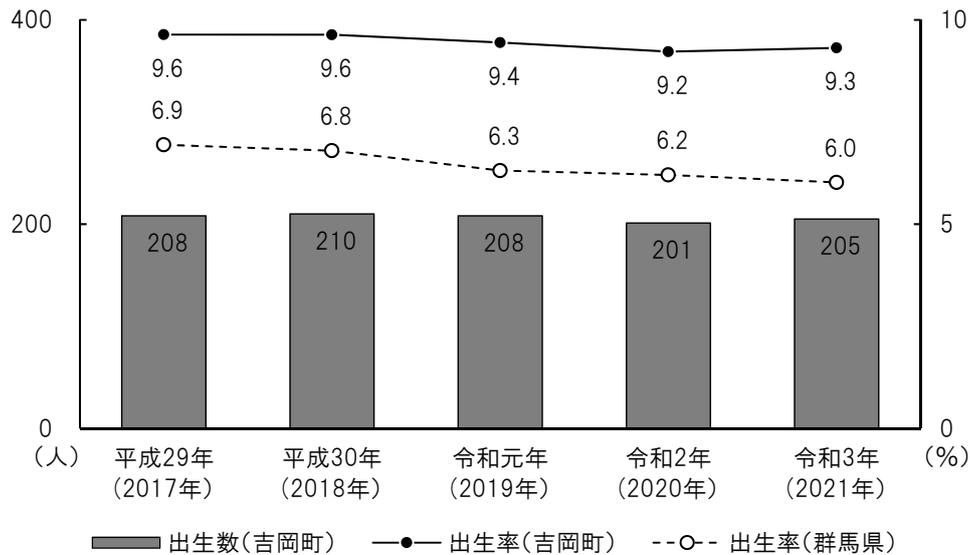
出典:国勢調査

² 一般世帯数:国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。「一般世帯」とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいいます。「施設等の世帯」とは、寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・診療所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊営舎内居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯をいいます。

(2) 出生の状況

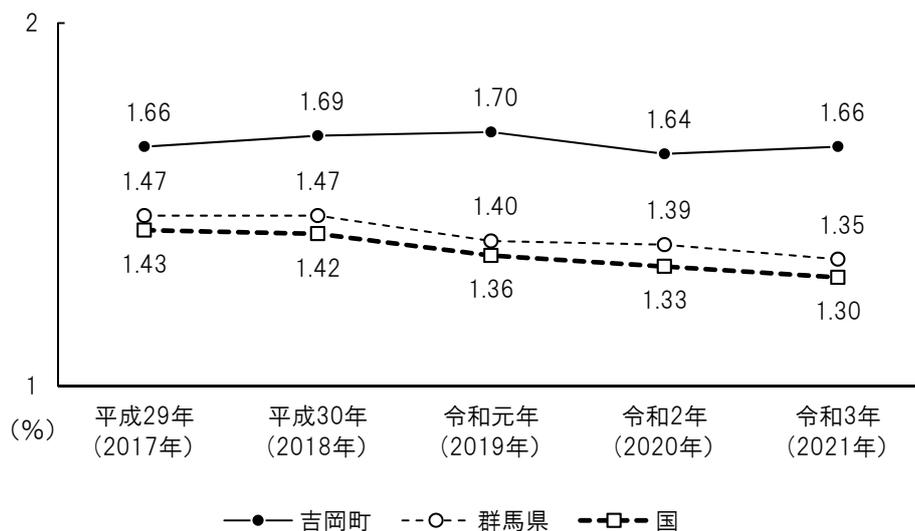
本町の出生数は、平成29(2017)年から令和3(2021)年にかけて200人程度で推移しています。出生率(1,000人あたりの出生数)は低下傾向にあり、令和3(2021)年には9.3となっていますが、本町は群馬県平均よりも常に高い数値を維持しており、合計特殊出生率³でも、国、県を上回っています。

【出生数と出生率(人口1,000人あたり)】



出典:群馬県人口動態総覧

【合計特殊出生率】



出典:群馬県人口動態総覧

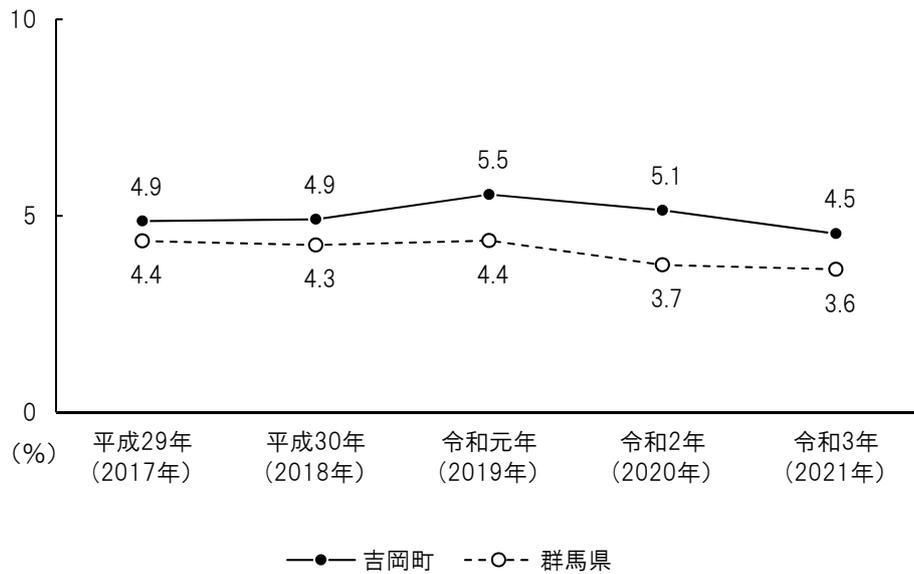
³ 合計特殊出生率:15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数を表します。

(3) 結婚や離婚の状況

本町の婚姻率（人口 1,000 人あたり）は、平成 29（2017）年から令和元（2019）年にかけては増加傾向が見られましたが、以降減少傾向に転じています。県平均と比べると各年とも上回っています。

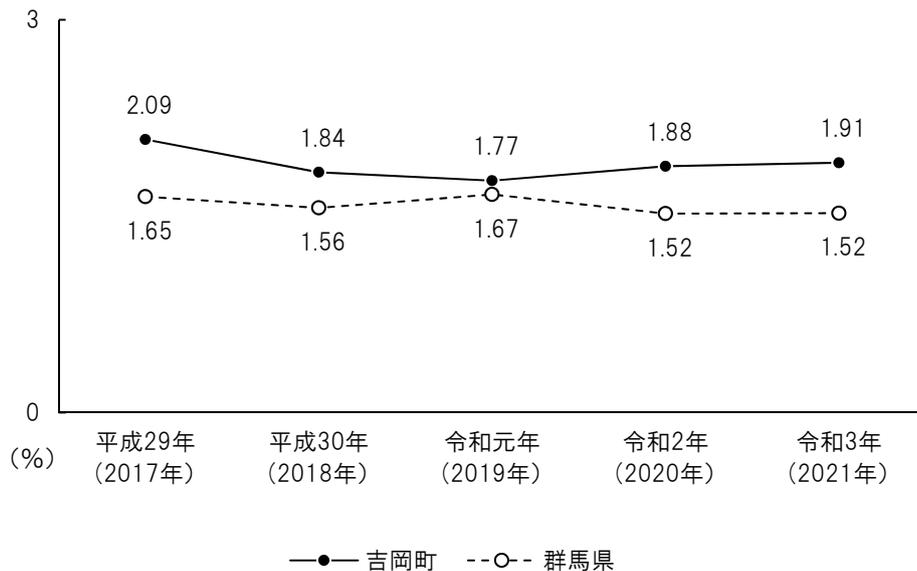
一方、離婚率（人口 1,000 人あたり）は、平成 29（2017）年から令和元（2019）年にかけては低下傾向が見られましたが、以降増加傾向に転じています。県平均と比べると各年とも上回っています。

【婚姻率（人口 1,000 人あたり）】



出典：群馬県人口動態総覧

【離婚率（人口 1,000 人あたり）】

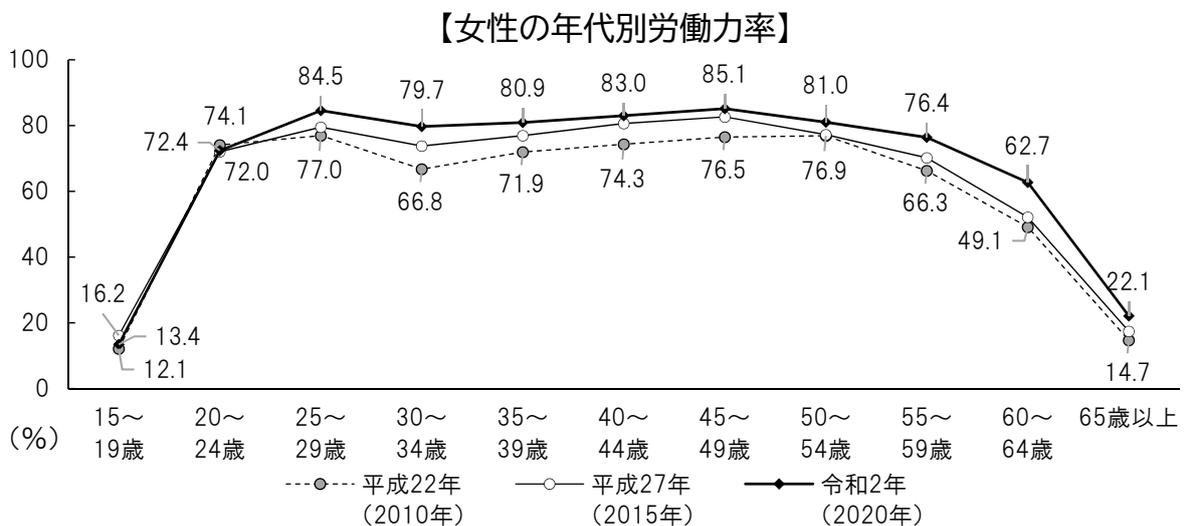


出典：群馬県人口動態総覧

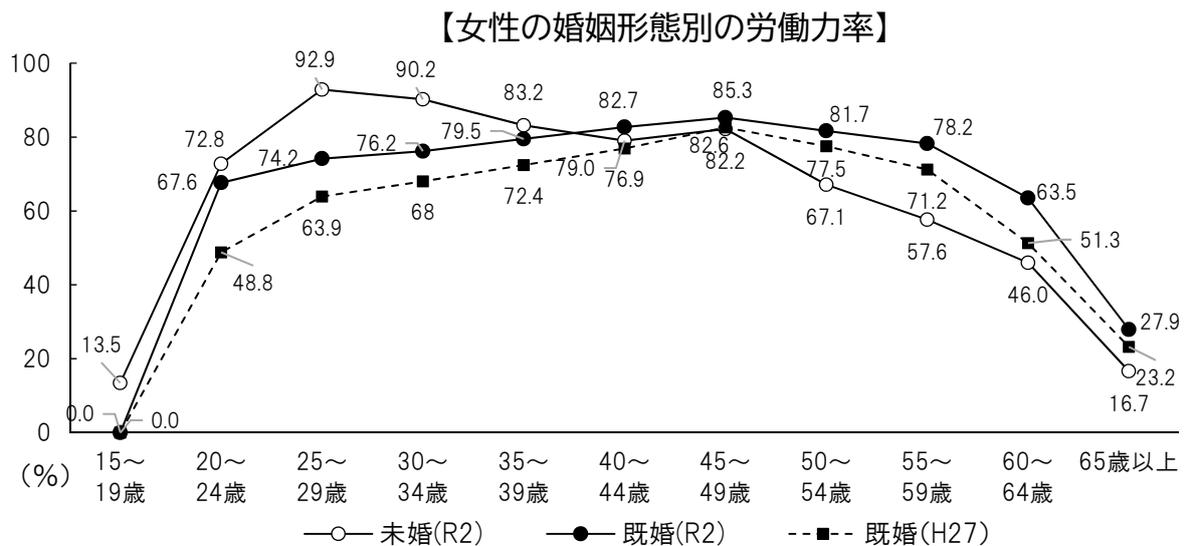
(4) 就業の状況

本町の令和2年における女性の年代別労働力率⁴は、15～19歳では平成27(2015)年より2.8ポイント減少、20～24歳では平成27(2015)年とほぼ同程となっているほか、その他の年代では平成22(2010)年以降上昇傾向にあります。特に30～34歳では、平成22(2010)年と比較すると令和2(2020)年は12.9ポイント上昇しており、女性特有の「M字カーブ⁵」の凹みがかなり浅くなっています。

婚姻形態別に見ると、令和2(2020)年においても特に25歳～34歳の年代では既婚の労働力率が未婚に比べてかなり低くなっていますが、労働力率は上昇しています。



出典:国勢調査



出典:国勢調査

⁴ 労働力率:15歳以上人口に占める労働力人口(就業者数+完全失業者数)の割合を労働力率と定義しています。

⁵ M字カーブ:日本の女性の労働力率が、結婚や出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、「M」字の形をとることを表した言葉です。

3 本町における男女共同参画に関する住民意識

吉岡町男女共同参画基本計画策定にあたり、町民のみなさまから、男女共同参画に関することについてアンケート調査を実施し、ご意見を頂きました。調査及び調査結果の概要をご紹介します。

(1) 調査の概要

◆ 調査対象

吉岡町にお住まいで、令和4年9月1日時点で満18歳以上79歳以下の方の中から、年代別に3,000人を無作為抽出しました。

◆ 調査方法

発送：郵送による調査票の配布

回収：①【郵送】調査票に同封した返信用封筒での郵送回答

②【オンライン】調査票に表示のQRコードまたはURLを利用したスマートフォンまたはパソコンでの回答

◆ 調査期間

令和4年9月27日（火） ～ 10月14日（金）

◆ 回収結果

配布数	回収数			回収率（%）
	郵便	オンライン	合計	
3,000	901	386	1,287	42.9

◆ 調査項目

- ① あなた自身について
- ② 男女の平等に関する意識について
- ③ 結婚や家庭生活について
- ④ 仕事や働き方について
- ⑤ 社会参加について
- ⑥ ドメスティック・バイオレンスについて
- ⑦ 男女共同参画の視点での防災について
- ⑧ 男女共同参画に関する取組について

(2) 調査結果の概要

① 性別による役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定的にとらえる「賛成（どちらかといえば賛成を含む。）」は全体で約2割であり、男性の60・70歳代、女性の70歳代で約3割と多く、女性の10・20歳代では1割以下と少なくなっています。

【「男は仕事、女は家庭」という考え方について】

(%)

	そう思う (賛成)	どちらかといえば そう思う (どちらかといえ ば賛成)	どちらかといえ ばそう思わない (どちらかといえ ば反対)	そう思わない (反対)	わからない	無回答	合計	
全体	2.4	17.3	25.3	47.8	6.0	1.2	100.0	
男性	10・20歳代	1.6	16.1	22.6	50.0	8.1	1.6	100.0
	30歳代	2.6	14.3	22.1	57.1	2.6	1.3	100.0
	40歳代	0.8	16.4	29.5	46.7	6.6	0	100.0
	50歳代	5.0	12.5	21.3	55.0	6.3	0	100.0
	60歳代	4.9	23.2	18.3	42.7	9.8	1.2	100.0
	70歳代	3.8	30.4	17.7	38.0	6.3	3.8	100.0
女性	10・20歳代	1.0	8.2	24.7	58.8	7.2	0	100.0
	30歳代	1.5	18.5	19.2	57.7	2.3	0.8	100.0
	40歳代	1.0	20.9	30.3	38.3	8.5	1.0	100.0
	50歳代	2.9	9.4	32.6	50.0	3.6	1.4	100.0
	60歳代	2.5	15.3	31.4	44.1	6.8	0	100.0
	70歳代	4.5	22.7	19.3	45.5	3.4	4.5	100.0

※網掛け箇所は年代ごとに上位2項目に色付け

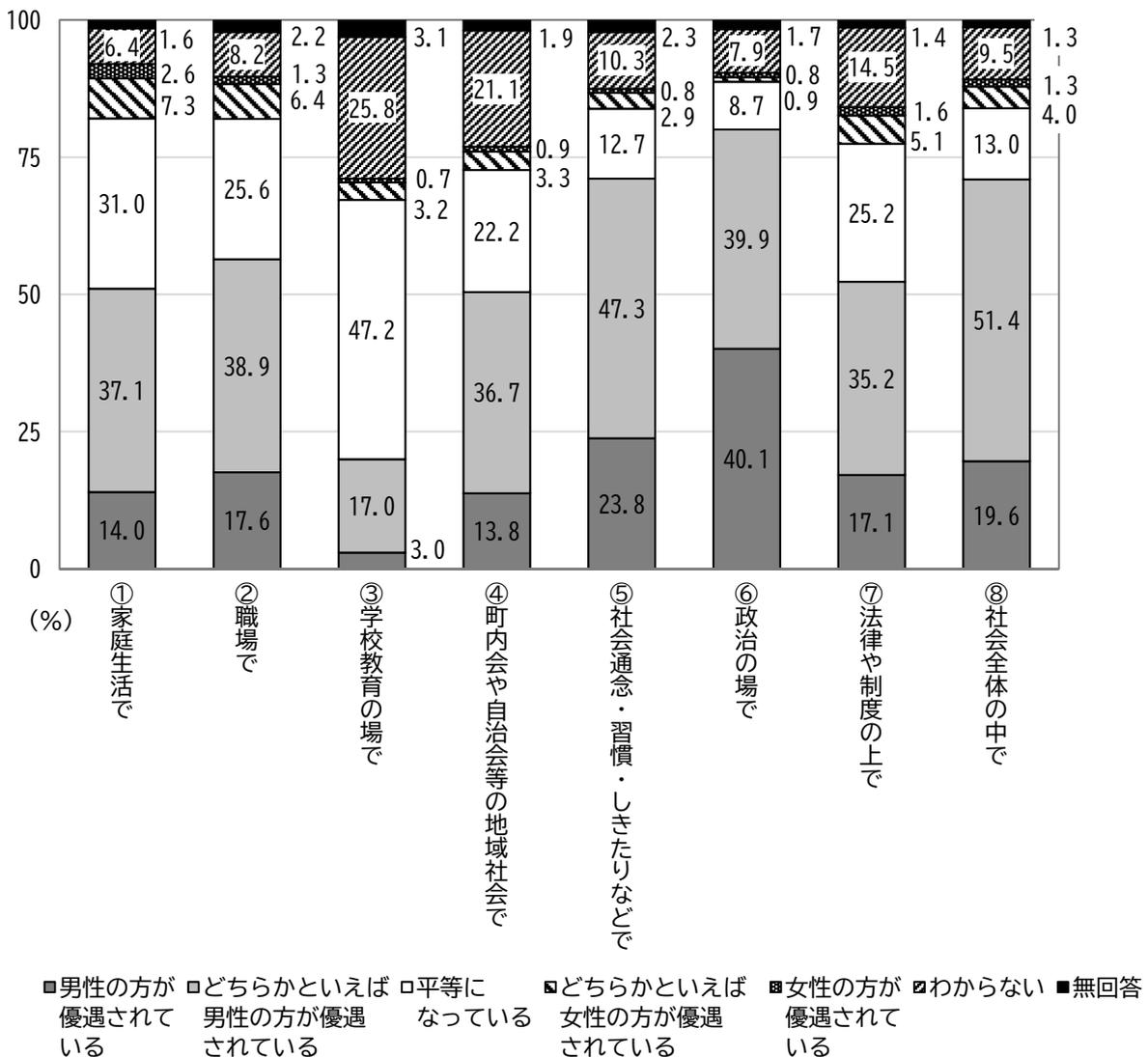
② 男女の地位に関する意識

各分野における男女の地位について「平等になっている」のは、「③学校教育の場で」が47.2%と最も高く、次いで「①家庭生活で」が31.0%、 「②職場で」が25.6%となっており、「⑥政治の場で」は8.7%と最も低くなっています。

「男性の方が優遇されている（どちらかといえば含む。）」は「③学校教育の場で」を除くすべての分野で5割を超えており、特に「⑥政治の場で」は80.0%と高くなっている一方、「女性の方が優遇されている（どちらかといえば含む。）」は各分野において1割以下となっています。

男女の地位については、男女問わず各分野で「男性優遇の意識がある」と感じている割合が多くなっています。

【各分野における男女の地位について】



③ 家庭生活における役割分担の状況

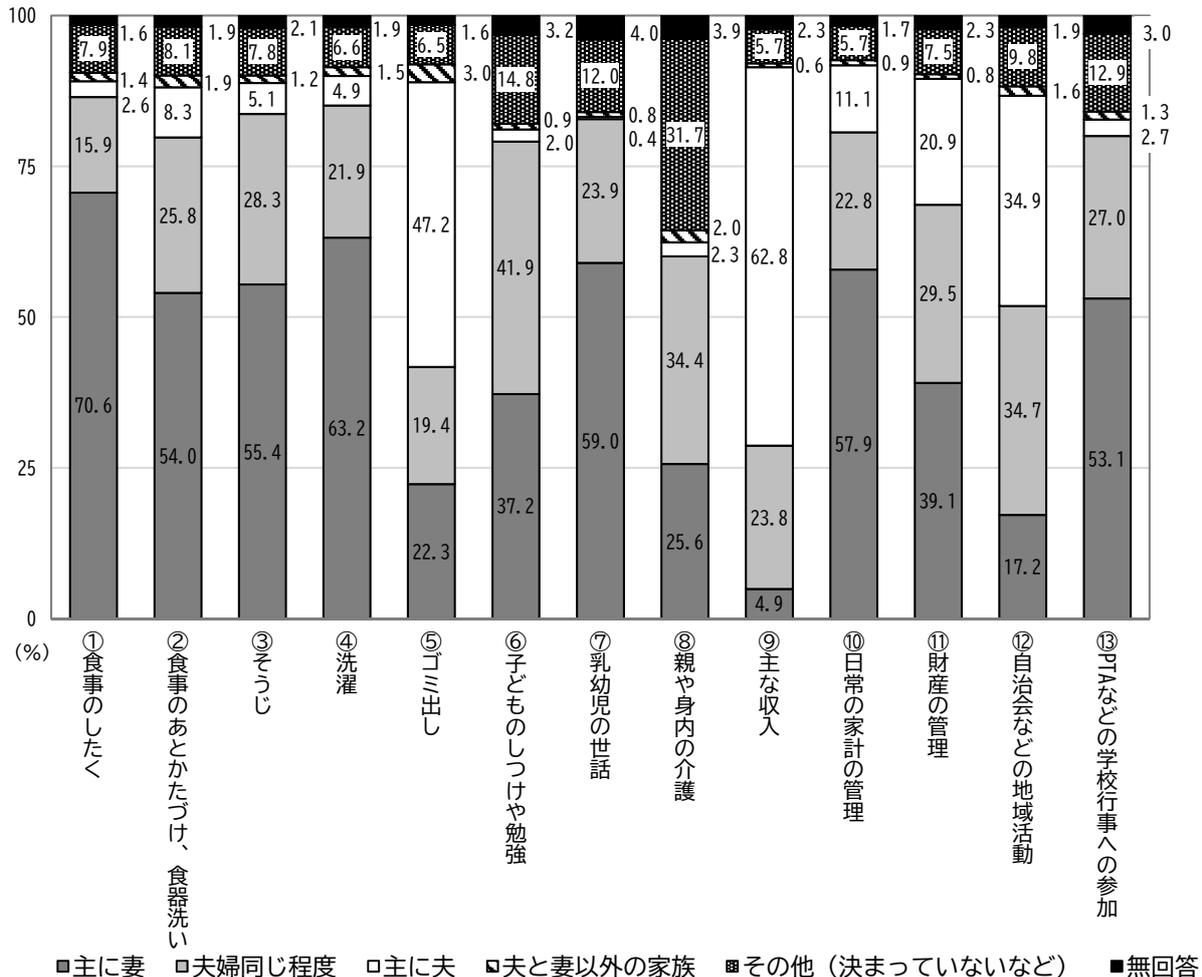
家庭生活における役割分担について、「夫婦同じ程度」となっているものは、「⑥子どものしつけや勉強」が41.9%と最も高く、次いで「⑫自治会などの地域活動」が34.7%、「⑧親や身内の介護」が34.4%となっています。

「①食事のしたく」「②食事のあとかたづけ、食器洗い」「③そうじ」「④洗濯」「⑦乳幼児の世話」「⑩日常の家計の管理」「⑬PTAなどの学校行事への参加」では5割以上で「主に妻」の役割となっています。

「⑤ゴミ出し」「⑨主な収入」「⑫自治会などの地域活動」では「主に夫」の割合が高くなっています。

男女の地位に関する設問において、家庭生活上で男性優遇と感じる割合は約5割となっていました。その実際の状況についてみると、「主に妻」が5割以上となっている役割が多くなっており、「①食事のしたく」や「④洗濯」では特に割合が高くなっています。

【家庭生活における役割分担の状況について】



④ 就業状況等

就業状況等についてみると、全体では「正社員・正職員」が40.6%と最も高く、次いで「パート・アルバイト・非常勤・内職など」が24.0%となっています。

性別、年代別でみると、男性の30～50歳代においては「正社員・正職員」の割合が7割以上となっているのに対し、女性では5割以下と低く、「パート・アルバイト・非常勤・内職など」の割合が高くなっています。

また、60・70歳代についてみると、男性では「無職」の回答割合が高くなっているのに対し、女性では「専業主婦・主夫」の割合が高くなっています。

【就業状況等について】

(%)

		正社員・正職員	パート・アルバイト・非常勤・内職など	派遣・登録社員	自営(商工業など)	自営(農林業など)	専業主婦・主夫	自由業(医師・弁護士など)	学生	無職	その他	無回答	合計
全体		40.6	24.0	2.8	4.1	1.9	11.3	0.1	3.6	9.2	1.6	0.9	100.0
男性	10・20歳代	50.0	3.2	0	3.2	0	0	0	33.9	4.8	3.2	1.6	100.0
	30歳代	88.3	5.2	2.6	1.3	0	0	0	0	0	2.6	0	100.0
	40歳代	80.3	4.9	1.6	7.4	1.6	0	0.8	0	3.3	0	0	100.0
	50歳代	77.5	1.3	3.8	15.0	0	0	0	0	2.5	0	0	100.0
	60歳代	31.7	23.2	2.4	6.1	3.7	1.2	0	0	26.8	3.7	1.2	100.0
	70歳代	5.1	12.7	3.8	8.9	15.2	0	0	0	50.6	2.5	1.3	100.0
	女性	10・20歳代	52.6	10.3	2.1	0	0	6.2	0	23.7	3.1	2.1	0
30歳代		46.2	30.0	3.1	0.8	0	15.4	0	0.8	0.8	3.1	0	100.0
40歳代		35.3	42.3	3.5	3.0	0.5	10.9	0	0	3.0	1.0	0.5	100.0
50歳代		30.4	41.3	3.6	5.1	2.2	14.5	0	0	1.4	0.7	0.7	100.0
60歳代		6.8	50.8	2.5	0	1.7	32.2	0	0	5.1	0.8	0	100.0
70歳代		2.3	15.9	2.3	2.3	1.1	42.0	0	0	30.7	2.3	1.1	100.0

※網掛け箇所は年代ごとに上位2項目に色付け

⑤ 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況についてみると、全体では「育児をする必要がなかった」が28.2%あり、「取得した、現在取得中である」は14.0%となっています。

性別、年代別でみると、「取得した、現在取得中である」は、各年代において女性の割合が男性を上回っており、特に30歳代、40歳代において差が大きくなっている一方で、男性の30～50歳代においては、「取得したかったが取得できなかった」が1割以上と高くなっています。

【育児休業の取得状況について】

(%)

		取得した・現在取得中である	取得したかったが取得できなかった	取得しなかった	育児をする必要がなかった	無回答	合計
全体		14.0	5.7	44.8	28.2	7.2	100.0
男性	10・20歳代	0	4.8	16.1	67.7	11.3	100.0
	30歳代	9.1	11.7	36.4	39.0	3.9	100.0
	40歳代	3.3	12.3	59.8	21.3	3.3	100.0
	50歳代	3.8	13.8	61.3	17.5	3.8	100.0
	60歳代	1.2	3.7	69.5	18.3	7.3	100.0
	70歳代	0	2.5	67.1	24.1	6.3	100.0
女性	10・20歳代	14.4	1.0	15.5	55.7	13.4	100.0
	30歳代	45.4	2.3	23.1	23.8	5.4	100.0
	40歳代	29.9	6.5	38.8	21.9	3.0	100.0
	50歳代	9.4	5.8	47.1	34.1	3.6	100.0
	60歳代	11.9	2.5	55.9	16.9	12.7	100.0
	70歳代	4.5	2.3	54.5	19.3	19.3	100.0

※網掛け箇所は年代ごとに上位2項目に色付け

⑥ 介護休業の取得状況

介護休業の取得状況についてみると、全体では「介護をする必要がなかった」が51.3%あり、「取得した、現在取得中である」は1.7%となっています。

性別、年代別でみると、「取得した、現在取得中である」は、男性の50歳代、女性の60歳代で割合が高くなっています。

男性の50歳代では「取得したかったが取得できなかった」が1割以上と高くなっています。

【介護休業の取得状況について】

(%)

		取得した・現在取得中である	取得したかったが取得できなかった	取得しなかった	介護をする必要がなかった	無回答	合計
全体		1.7	3.0	35.7	51.3	8.3	100.0
男性	10・20歳代	0	4.8	12.9	71.0	11.3	100.0
	30歳代	1.3	2.6	20.8	70.1	5.2	100.0
	40歳代	1.6	2.5	40.2	52.5	3.3	100.0
	50歳代	3.8	11.3	46.3	37.5	1.3	100.0
	60歳代	1.2	2.4	65.9	24.4	6.1	100.0
	70歳代	0	2.5	60.8	27.8	8.9	100.0
女性	10・20歳代	0	0	13.4	71.1	15.5	100.0
	30歳代	0.8	0.8	12.3	79.2	6.9	100.0
	40歳代	2.0	1.5	26.4	65.7	4.5	100.0
	50歳代	1.4	4.3	42.8	45.7	5.8	100.0
	60歳代	4.2	4.2	50.0	28.8	12.7	100.0
	70歳代	2.3	2.3	51.1	21.6	22.7	100.0

※網掛け箇所は年代ごとに上位2項目に色付け

⑦ ドメスティック・バイオレンス (DV)

DVの状況についてみると、『あった（「何度もあった」＋「1・2度あった」の合計）』では、「②人格を否定するような暴言や、交友関係を細かく監視するなどの、精神的な嫌がらせを受けた」が17.7%と最も高くなっています。

性別、年代別で見ると、『あった』は男性の50歳代では、「①なぐったりけったりするなど、身体に対する暴力を受けた」が10.0%、「⑥子どもの前で避難・罵倒するなど、子どもを利用した暴力を行けた」が11.3%と高くなっています。女性では各年代において「②人格を否定するような暴言や、交友関係を細かく監視するなどの、精神的な嫌がらせを受けた」が高くなっています。

【ドメスティック・バイオレンス (DV) について】

(単位：人)

項目	何度もあった	1・2度あった	まったくない	無回答	合計
①なぐったりけったりするなど、身体に対する暴力を受けた	22	96	1,125	44	1,287
②人格を否定するような暴言や、交友関係を細かく監視するなどの、精神的な嫌がらせを受けた	77	151	1,020	39	1,287
③あなたの家族や親しい人に、危害が加えられるのではないかと、恐怖を感じるがあった	14	57	1,170	46	1,287
④嫌がっているのに、性的な行為を強要された	23	57	1,161	46	1,287
⑤あなたに、自由になるお金を渡さないなど、経済的な暴力を受けた	34	41	1,168	44	1,287
⑥子どもの前で非難・罵倒するなど、子どもを利用した暴力を受けた	34	68	1,137	48	1,287
⑦つきまとい、待ち伏せ、無言電話などのストーカー行為を受けた	13	41	1,188	45	1,287

(%)

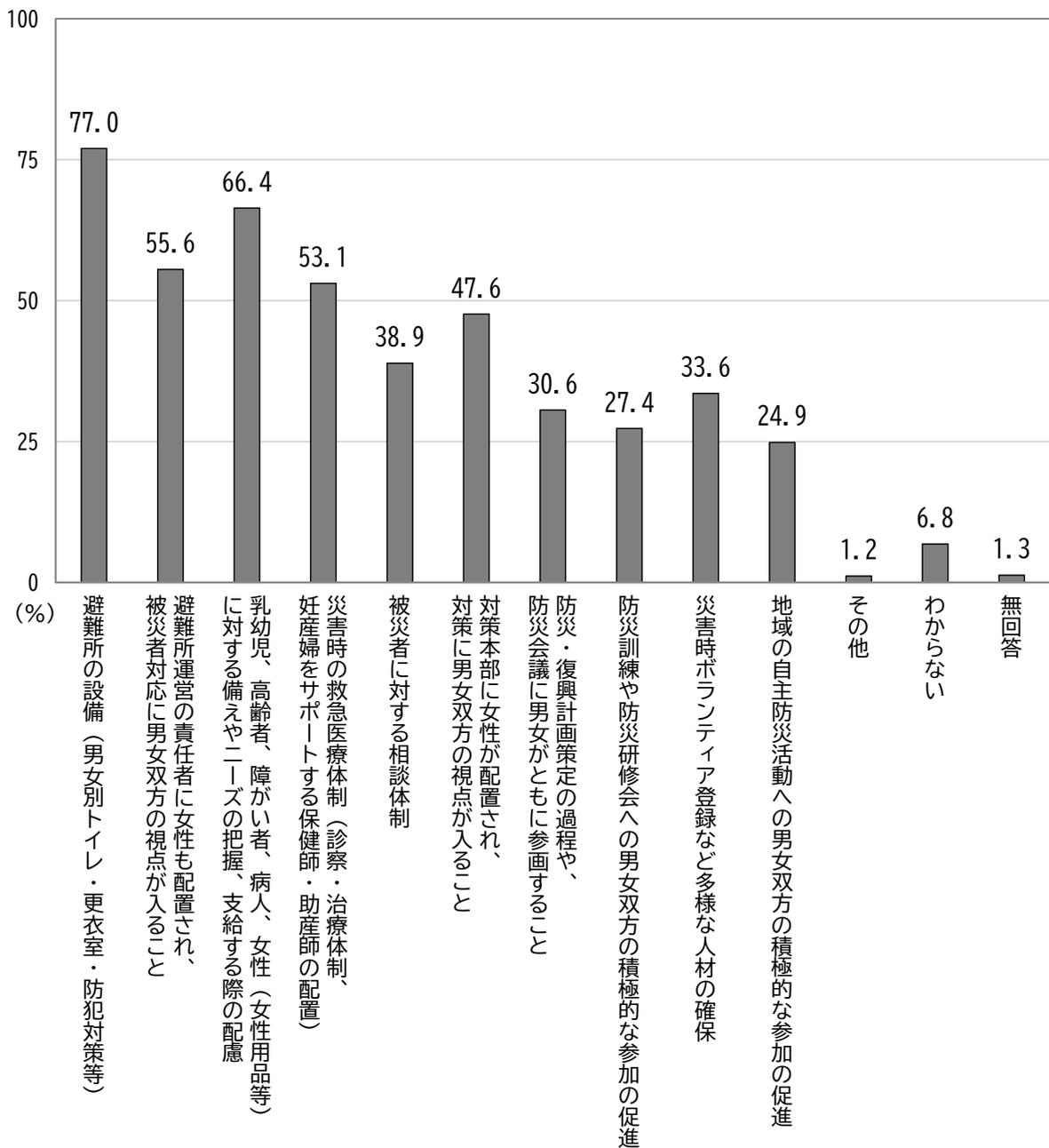
『あった（「何度もあった」＋「1・2度あった」の合計）』		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
全体		9.2	17.7	5.5	6.2	5.8	7.9	4.2
男性	10・20歳代	3.2	6.5	1.6	0	0	0	3.2
	30歳代	6.5	11.7	1.3	0	2.6	6.5	1.3
	40歳代	6.6	13.9	4.1	1.6	6.6	9.0	4.1
	50歳代	10.0	23.8	2.5	3.8	6.3	11.3	3.8
	60歳代	1.2	2.4	3.7	0	2.4	1.2	2.4
	70歳代	5.1	7.6	6.3	0	3.8	1.3	2.5
女性	10・20歳代	5.2	14.4	4.1	6.2	5.2	4.1	6.2
	30歳代	8.5	16.2	7.7	6.2	6.2	7.7	3.8
	40歳代	10.4	23.9	7.0	10.0	4.5	11.4	5.0
	50歳代	14.5	29.0	10.1	9.4	10.9	13.8	9.4
	60歳代	14.4	20.3	4.2	11.9	11.0	10.2	2.5
	70歳代	15.9	22.7	6.8	15.9	5.7	8.0	2.3

⑧ 男女共同参画の視点での防災

男女共同参画の視点で防災・災害復興活動に必要なことについてみると、「避難所の設備（男女別トイレ・更衣室・防犯対策等）」が77.0%と最も高く、次いで「乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性（女性用品等）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」が66.4%となっています。

【男女共同参画の視点で防災・災害復興活動に必要なことについて】

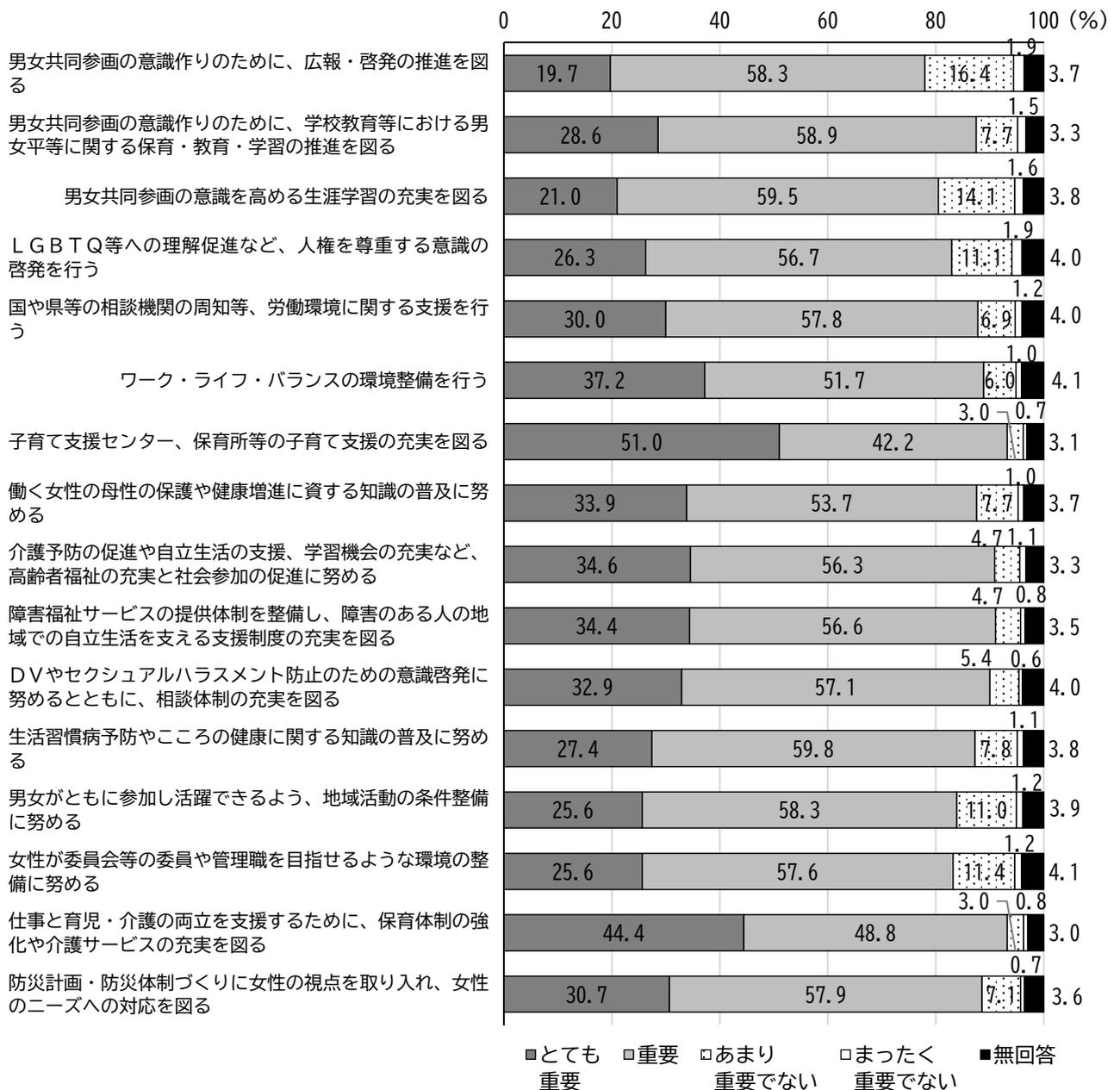
(複数回答)



⑨ 今後、男女共同参画社会の実現を進めるために重要なこと

今後、男女共同参画社会の実現を進めるために重要なことについてみると、「とても重要なこと」では、「子育て支援センター、保育所等の子育て支援の充実を図る」が51.0%と最も高く、次いで「仕事と育児・介護の両立を支援するために、保育体制の強化や介護サービスの充実を図る」が44.4%となっています。

【今後、男女共同参画社会の実現を進めるために重要なこと】



4 前計画の評価結果

前計画における57の施策に対し、（A：計画通りに実施できた、B：概ね計画通りに実施できた、C：着手したが不十分であった、D：実施できなかった）の4段階で評価を行いました。

基本目標1 【男女共同参画の意識づくり】

基本目標1「男女共同参画の意識づくり」では、3施策がA評価、9施策がB評価、1施策がC評価となりました。

施策の方向性	施策	評価
1 広報・啓発の推進	男女共同参画を推進するためのセミナー開催	B
	男女共同参画情報収集・発信	B
	吉岡町男女共同参画推進条例の制定の検討	C
	国・県・関係機関との連携強化	A
	国の男女共同参画習慣と連動した啓発活動	B
2 学校教育等における男女平等に関する保育・教育・学習の推進	男女平等の視点に立った教育・学習の推進	A
	保育所等における男女平等な教育・保育の推進	A
	職員研修の充実	B
3 男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実	生涯学習の充実	B
	図書館における男女共同参画に関する図書の実施	B
4 人権を尊重する意識の啓発	人権相談窓口の周知	B
	あらゆる暴力の根絶に向けた人権意識の啓発	B
	LGBT等（性的少数者）への理解促進	B

基本目標2 【男女が共に働きやすい環境づくり】

基本目標2「男女が共に働きやすい環境づくり」では、8施策がA評価、4施策がB評価となりました。

施策の方向性	施策	評価
1 労働環境に対する支援	国・県等の相談機関の周知	B
	女性の農業経営参画に向けた環境整備	B
2 ワーク・ライフ・バランスの環境整備	男性の子育ての促進	A
	育児休業制度の普及・定着	A
	労働環境改善のための情報提供・啓発	A
	「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の普及・促進	A
3 子育て支援の充実	子育て支援センターの充実	B
	子育て世代包括支援センターの開設	A
	相談窓口の連携強化	B
	保育所等の充実	A
	放課後児童クラブの充実	A
	児童手当・児童扶養手当の支給	A

基本目標3 【男女が安心・安全で暮らせる社会づくり】

基本目標3「男女が安心・安全で暮らせる社会づくり」では、8施策がA評価、12施策がB評価となりました。

施策の方向性	施策	評価
1 母子の保護と保健事業の充実	母子保健手帳の交付	A
	妊婦健康相談（手帳交付時）	A
	働く女性の母性の保護	A
	妊婦と胎児の健康増進	B
	健やかな成長、発達支援と育児不安の軽減	A
2 高齢者福祉の充実と社会参加の促進	高齢者福祉の充実	B
	高齢者に対する活動機会の充実	B
3 障害福祉の充実と社会参加の促進	計画的な障害福祉サービスの提供	B
	一人ひとりのライフスタイルに合わせた生活支援	B
4 暴力の撲滅に向けた広報・啓発活動の推進	DV防止の意識づくり	B
	DV等に関する相談・支援体制の充実	A
	デートDVに関する周知・情報提供	A
	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	A
	児童虐待の早期発見・適切な対応の強化と虐待の予防啓発	A
	国・県等の相談機関の周知	B
5 地域の健康づくりの推進	健康への意識づくり	B
	健康づくり教室（料理教室・運動教室など）の開催	B
	特定健康診査、特定保健指導受診率の向上	B
	こころの健康の大切さの普及	B
	町民の食生活改善	B

基本目標4 【男女共同参画社会への環境づくり】

基本目標4「男女共同参画社会への環境づくり」では、2施策がA評価、7施策がB評価、2施策がC評価、1施策がD評価となりました。

施策の方向性	施策	評価
1 地域における男女共同参画の推進	地域活動に参加しやすい環境づくり	B
	女性が活躍できる地域活動の条件整備	C
	協働のまちづくりの推進	C
2 行政における男女共同参画の推進	審議会等委員の女性委員の登用	B
	女性職員の管理職等登用の推進	A
	育児休業・介護休暇等が取得しやすい環境づくり	B
	職場におけるハラスメント防止対策の推進	B
	男性職員の育児休業取得の推進	B
	一般事業主行動計画に関する啓発	D
3 あらゆる女性を支えるための環境整備	育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり	B
	ひとり親家庭等への支援	A
4 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくり	B

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

本計画の上位計画となる第6次吉岡町総合計画（令和4(2022)年度～令和13(2031)年度）においては、本町のまちづくりの目指す姿として、「思いを紡ぎ、未来につなげるまちづくり 吉岡」を将来像として設定しています。

本計画においては、町民一人ひとりが性別にとらわれることのない、より良い社会の構築に向けて、この総合計画における取組の方向性を踏まえ、以下の基本理念に基づき計画を推進します。

基本理念

未来へ向けて

町民一人ひとりが尊重し合い

性別にとらわれることなく

仕事や家庭生活、地域活動などへ

共に参画できる社会の実現

2 基本目標

男女が互いを尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の確立に向け、4つの基本目標に基づき、施策を推進します。

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画の意識づくりにおいては、男女の人権の尊重、男女共同参画の意義の理解、性別に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への気づき、多様な性的指向や性自認の尊重に向け、周知啓発を進めます。

周知啓発にあたっては、広報誌やホームページ、SNS⁶などによる情報発信に加え、男女共同参画週間に合わせた関係機関等との取組の連携や学校教育、生涯学習の場における学習機会の提供など、様々な機会をとらえ、たくさんの人へと情報が届くように努めます。

基本目標2 男女が共に働きやすい環境づくり

男女が共に働きやすい環境づくりにおいては、仕事と育児・介護の両立に向けた環境整備が重要です。

育児期においては、女性が出産・育児を機に離職せず就業継続できることや希望するキャリアの形成、また、育児・家事を男女で分担、共有できることが必要です。介護期においても、希望に応じた就業の継続ができることが重要です。特に育児・介護の負担の大きい時期には、休業や短時間勤務などを、性別にかかわらず気兼ねなく使えるような環境が必要です。

柔軟な働き方が選択できるよう、働き方の改革に向けた取組を推進します。

⁶ SNS:「Social Networking Service(社会的ネットワークサービス)」の略称。インターネットを使い個人や団体の間をつなぐネットワークを提供するサービスで、代表的なものとして Facebook や Instagram などがあります。

基本目標3 男女が安心・安全で暮らせる社会づくり

男女が安心・安全で暮らせる社会づくりにおいては、年齢や性別、国籍、障害の有無等に関わらず、困りごとの相談につながりやすい体制整備や福祉サービスや地域活動に関する情報提供、福祉サービスの充実や相談対応者の研修の充実等により安心して安全に暮らせる社会づくりを行います。

また、女性が安心して暮らせる社会に向けては、女性を狙った犯罪や配偶者等からのDV、ストーカー等の防止に向けた啓発や、セクハラ、性犯罪被害等の相談窓口を周知します。

生涯にわたり男女の健康の支援を行い、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

基本目標4 男女共同参画社会への環境づくり

男女共同参画社会基本法第2条において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

家庭、職場、地域等における様々な場面において、慣習やしきたり、固定観念等により、性別による固定的な参画の機会や役割分担が見られます。

固定的な役割分担にとらわれずに男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方について考え、男女が社会の対等なパートナーとしてあらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保できるよう取組を進めます。

3 施策の体系

基本目標	施策の方向性	施策（区分：★ 新規 ◎ 拡充 ○ 継続）	主な SDGs 関連指標
1 男女共同参画の意識づくり	(1) 広報・啓発の推進	◎ 男女共同参画を推進するための講座開催	 
		○ 男女共同参画情報収集・発信	
		○ 国・県・関係機関との連携強化	
		○ 男女共同参画週間をとらえた啓発の強化	
		★ 男女共同参画を意識した広報紙づくり	
	(2) 学校教育等における男女平等に関する教育・学習の推進	○ 男女平等の視点に立った教育の推進	
		○ 職員研修の充実	
	(3) 男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実	★ パパと子の料理教室の開催	 
		○ 生涯学習の充実	
		◎ 図書館における男女共同参画に関する図書の実施	
	(4) 人権を尊重する意識の啓発	○ 性的少数者（LGBTQ 等）など多様な性の理解促進	
		○ あらゆる暴力の根絶に向けた人権意識の啓発	
		○ 人権相談窓口の充実	
○ デートDVに関する周知・情報提供			
2 男女が共に働きやすい環境づくり	(1) ワーク・ライフ・バランスの環境整備	★ 育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり	 
		○ 育児・介護休業制度の普及・定着	
		○ 労働環境改善のための情報提供・啓発	
		○ 国・県等の相談機関の周知	
		○ ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	
		○ 女性の農業経営参画に向けた環境整備	
	(2) 子育て支援の充実	○ 男性の子育ての促進	  
		○ 子育て世代包括支援センターの充実	
		○ ひとり親家庭等への支援	
		○ 相談窓口の連携強化	
		○ 子育て支援施設の充実	
		○ 保育所等の充実	
		○ 放課後児童クラブの充実	
★ 公園の整備			

基本 目標	施策の方向性	施策（区分：★ 新規 ◎ 拡充 ○ 継続）	主な SDGs 関連指標
3 男女が安心・安全で暮らせる社会づくり	(1)子育て家庭の支援と保健事業の充実	○ 母子健康手帳の交付	    
		★ 継続的な相談支援	
		○ 働く女性の母性保護	
		○ 妊婦と胎児の健康増進	
		◎ 健やかな成長、発達支援と育児不安の軽減	
	(2)高齢者福祉の充実と社会参加の促進	○ 高齢者福祉の充実	
		○ 高齢者に対する活動機会の充実	
	(3)障害福祉の充実と社会参加の促進	○ 計画的な障害福祉サービスの提供	
		○ 一人ひとりのライフスタイルに合わせた生活支援	
	(4)暴力の撲滅に向けた広報・啓発活動の推進	○ DV防止の意識づくり	
		◎ DV等に関する相談・支援体制の充実	
		○ 国・県等の相談機関の周知	
		○ 児童虐待の早期発見・適切な対応の強化と虐待の予防啓発	
	(5)地域の健康づくりの推進	○ 健康への意識づくり	
		○ 健康づくり教室（料理教室、運動教室など）の開催	
★ 女性の健康づくり			
○ 町民の食生活改善			
○ こころの健康の大切さの普及			
4 男女共同参画社会への環境づくり	(1)男女共同参画社会形成に関する条例の制定	◎ 男女共同参画社会形成に関する条例の制定	    
	(2)地域における男女共同参画の推進	○ 地域活動に参加しやすい環境づくり	
		★ 自治会等地域活動への男女共同参画の推進	
	(3)行政における男女共同参画の推進	○ 女性職員の管理職等登用の推進	
		○ 育児休業・介護休暇等が取得しやすい環境づくり	
		○ 男性職員の育児休業取得の推進	
		◎ 職場におけるハラスメント防止対策の推進	
	(4)男女共同参画の視点に立った防災体制等の確立	○ 審議会等委員の女性委員の登用	
		◎ 防災対策における女性の活躍の推進	

第4章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

(1) 広報・啓発の推進

【現状】

男女共同参画の意識づくりに向け、本町では、住民に対する啓発及び職員に対する啓発を行ってきました。住民向けの啓発としては、広報誌やポスター掲示による啓発、ふるさと祭りにおけるパネル展示などを行い、職員向けの啓発としては、講師を招いて「男女共同参画の観点から求められる自治体の取り組み」についての研修などを行いました。

住民意識調査では、家庭や職場など様々な分野において男女の地位が平等になっていると思う人はどの分野でも5割以下となっており、どちらかというとなり男性の方が優遇されていると感じている方が多くなっています。

【施策の方向性】

性別に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への気づきや、男女共同参画の意識づくりに向けた広報・啓発のさらなる推進が必要と考えられます。男女共同参画週間⁷に合わせた広報・啓発活動の充実や祭りなどの人が集まる機会をとらえた啓発活動の充実などに努めます。

〔区分〕 **新規**：本計画から記載／ **拡充**：内容を拡充／ **継続**：前計画から継続（以下同様）

施策	区分	内容	担当室
男女共同参画を推進するための講座開催	拡充	男女共同参画に関する意識の向上を図り、能力や行動力を高めるため、職員や町民に向けた講座を開催します。	協働安全室
男女共同参画情報収集・発信	継続	男女共同参画についての意識啓発や情報提供について、広報紙・ホームページ・イベント・SNS等を活用し、情報発信を行います。	協働安全室
国・県・関係機関との連携強化	継続	国・県・関係機関との連携を促進するとともに、関係各室との男女共同参画に関する取組状況や情報の共有について連携強化します。	協働安全室

⁷ 男女共同参画週間：毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

施策	区分	内容	担当室
男女共同参画週間をとらえた啓発の強化	継続	国の男女共同参画週間と連動し、様々な場面で男女共同参画への意識づくりができるよう、関係機関等と連携し広報・啓発活動を実施します。	協働安全室
男女共同参画を意識した広報紙づくり	新規	広報物の作成等にあたって、男女共同参画の観点から不適切な表現等を使わないように努めます。	協働安全室 企画室

(2) 学校教育等における男女平等に関する教育・学習の推進

【現状】

本町では、男女共同参画に関わる内容が含まれる学習について、道徳や特別活動等の授業において実施しています。

教職員等に対する研修としては、LGBT研修を実施するなど男女共同参画をテーマとした研修を実施しました。

住民意識調査においては、今後、男女共同参画社会の実現を進めるために重要なこととして、「学校教育等における男女平等に関する保育・教育・学習の推進を図る」について9割近い方が重要と考えています。

【施策の方向性】

教育委員会や各学校において、教職員に向けた男女共同参画に関する研修について、社会情勢を踏まえて実施していくことが必要と考えられます。

また、学校生活における様々な活動において、男女の区別なく実施することなど取組を進めていきます。

施策	区分	内容	担当室
男女平等の視点に立った教育の推進	継続	男女共同参画に関する学習の実施など、学校教育活動全般において、子どもの発達段階に即した教育や学習を推進します。	学校教育室
職員研修の充実	継続	教職員等に対する研修の充実に努め、男女平等意識と能力の向上を図ります。	学校教育室

(3) 男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実

【現状】

運動教室や工作教室など、生涯学習を通じた男女共同参画の意識づくりに取り組んでいます。また、図書館においては、「男女共同参画」に関する計画書・報告書などの資料、関連する図書（ジェンダー・男女雇用格差・性被害に関する本など）を蔵書しています。

住民意識調査においては、今後、男女共同参画社会の実現を進めるために重要なこととして、「男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実を図る」について約8割の方が重要と考えています。

【施策の方向性】

生きがいづくりや人とのふれあいの場として、生涯学習の機会を様々な内容で提供し、男女共同参画の視点を取り入れた学習機会の提供に努めます。また、図書館においては、男女共同参画に関する特集コーナーを設置するなど啓発に努めます。

施策	区分	内容	担当室
パパと子の料理教室の開催	新規	男性の家事・育児参画促進のため、また家族の食生活について考えるきっかけとするために「パパと子の料理教室」を開催します。	協働安全室 健康づくり室
生涯学習の充実	継続	男女がその個性に応じて能力を高め、多様な生き方を選択していくため、学習機会の提供など生涯学習の充実を図ります。	生涯学習室
図書館における男女共同参画に関する図書の充実	拡充	男女共同参画に対する町民の正しい知識と理解を深めるため、関連図書を整備し活用を図ります。また、男女共同参画週間に合わせた特集コーナーの設置など、啓発を行います。	生涯学習室

(4) 人権を尊重する意識の啓発

【現状】

人権問題に対しては、毎月1回人権擁護員による人権相談を行っています。また、令和4年4月よりパートナーシップ宣誓制度を導入しました。

住民意識調査においては、暴力行為を受けたときに「どこ（だれ）にも相談しなかった」が約4割となっており、「どこ（だれ）にも相談しなかった」理由では、「相談するほどのことではないと思ったから」が約5割と最も多くなっています。

【施策の方向性】

人権や暴力等に関する相談対応について、相談に来てもらいやすい環境を整えるとともに、どのような内容が相談できるのかなど周知していくことが必要と考えられます。また、虐待等への対応については、関係機関との連携を密にするなど取組を進めていきます。

施策	区分	内容	担当室
性的少数者（LGBTQ ⁸ 等）など多様な性の理解促進	継続	性的少数者（LGBTQ等）など多様な性について、理解を深めるための情報発信を行い、差別や偏見の解消に努めます。	協働安全室
あらゆる暴力の根絶に向けた人権意識の啓発	継続	DVやデートDV ⁹ 、セクシュアル・ハラスメント、児童虐待や高齢者虐待に対する町民の意識や理解を高めるための啓発を行うとともに、あらゆる暴力に関する相談窓口の充実とその周知及び関係機関の連携の強化に努めます。	住民環境室 子育て支援室 介護高齢室
人権相談窓口の充実	継続	相談窓口の周知を行うとともに、人権擁護委員との連携を強化し、相談窓口における相談対応を充実します。	福祉室
デートDVに関する周知・情報提供	継続	人権教育の一環とし、中学生等に対してデートDVに関する周知・情報提供を行います。また若年時から教育を受けることにより、将来のDV抑止へと繋がります。	学校教育室

⁸ LGBTQ: “L”=レズビアン(女性同性愛者)、“G”=ゲイ(男性同性愛者)、“B”=バイセクシュアル(両性愛者)、“T”=トランスジェンダー(生まれた時に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人)、“Q”=クエスチョニング/クィア(性的指向や性自認が明確でない人、定義づけたくない人、わからずに悩んでいる人/性的少数者を包括する言葉)など、性的少数者の総称です。

⁹ デートDV: 同居していない、比較的若いカップル間でおこる、殴る蹴るなどの身体的暴力、暴言や行動の制限などの精神的暴力、性行為の強要などの性的暴力、お金をたかるなどの経済的暴力などのことです。

基本目標2 男女が共に働きやすい環境づくり

(1) ワーク・ライフ・バランス¹⁰の環境整備

【現状】

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正、女性活躍推進法など、労働に関する法が制定され、男女が平等に働くことができる環境の整備が進められています。

住民意識調査における就業状況では、30～50歳代における正社員・正職員の割合は男性が圧倒的に高くなっています。一方、育児休業の取得状況では、女性の30・40歳代の割合が非常に高くなっています。

【施策の方向性】

性別に関係なく、ライフイベントとキャリア形成を両立できる柔軟な働き方を推進するため、企業などと連携して、雇用環境の改善、仕事と家庭の両立支援、出産・育児を経験した女性の就労継続や再就職支援など、男女が共に働きやすい環境整備を促進します。

施策	区分	内容	担当室
育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり	新規	仕事と育児の両立を支援するため、児童の遊び場、生活の場を提供する放課後児童クラブの充実を図るとともに、保育ニーズに即した保育体制の強化等サービスの充実を図ります。また、介護離職を防止するため、ニーズに応じた介護サービスの充実を図ります。	子育て支援室 介護高齢室
育児・介護休業制度の普及・定着	継続	広報やホームページ等を活用し、育児・介護休業制度の周知・啓発、男性の育児休業制度取得向上に向けた広報を強化します。	介護高齢室 産業振興室
労働環境改善のための情報提供・啓発	継続	仕事と家庭生活を両立するため、長時間労働の是正や年次有給休暇取得の推進、さらにはハラスメントの防止等の労働環境改善のために情報提供を行います。	産業振興室

¹⁰ ワーク・ライフ・バランス：やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるようにしていくものです。

施策	区分	内容	担当室
国・県等の相談機関の周知	継続	男女が共に働きやすい環境を実現するため女性の創業支援等や相談機関の周知を行います。	産業振興室
ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	継続	広報やホームページ等を活用し、時代変化に合わせて多様化する働き方やワーク・ライフ・バランスを重視した休業制度の導入を促すため情報発信を行います。	産業振興室
女性の農業経営参画に向けた環境整備	継続	女性の農業経営参画に向け、労働環境の改善を図るため、家族経営協定 ¹¹ などの周知、啓発に努めます。	農業振興室 (農業委員会事務局)

(2) 子育て支援の充実

【現状】

令和2年4月に、妊娠期から子育て期にわたる支援をワンストップで行うことなどを目的として、子育て世代包括支援センターを開設しました。

パパ・ママClassやハーフバースデーなど交流会を開催し、育児に関する知識や技能の習得、同年代の親子の交流促進などを実施しました。

住民意識調査においては、今後、男女共同参画社会の実現を進めるために重要なこととして、「子育て支援センター、保育所等の子育て支援の充実を図る」が最も重要と考えられており、9割以上の方が重要と考えています。また、自由意見では、遊具のある公園の整備に関する意見が多く見られました。

【施策の方向性】

住民意識調査においてみても、子育て世代にあたる30～50歳代における「専業主婦・主夫」の割合は15%以下となっており、働いている方がほとんどとなっています。多様なライフスタイルに対応した子育て支援を充実させていきます。

施策	区分	内容	担当室
男性の子育ての促進	新規	パパ・ママClassにおいて沐浴の練習やマタニティブルー、子育てについての説明を行い、男性の育児参加意識の高揚を図ります。	健康づくり室

¹¹ 家族経営協定：家族中心の日本の農業が魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

施策	区分	内容	担当室
子育て世代包括支援センターの充実	継続	妊娠届時の面接による要支援妊婦の把握や妊産婦・乳幼児に対する訪問、各種相談会や同年代親子の交流の場を設けるなど、子育て支援を充実します。	健康づくり室
ひとり親家庭等への支援	継続	ひとり親家庭等の子育て不安や悩みを解消するため相談体制の整備と、利用できる制度の周知などを図ります。	健康づくり室 子育て支援室
相談窓口の連携強化	継続	相談者のニーズに応じた的確なアドバイスが提供できるよう、保健・福祉、保育・教育など、各分野の相談窓口の連携を強化します。	健康づくり室 子育て支援室 学校教育室
子育て支援施設の充実	継続	育児に関する相談や、子育てサークルへの援助・助言を行うため、子育て支援センターや児童館の充実を図ります。	子育て支援室
保育所等の充実	継続	保育所、認定こども園の運営法人等と連携し、保護者の就労形態に対応した保育サービスの充実・環境整備を図ります。また、通園している保護者からの育児に関する相談に対応し、保育の充実を図ります。	子育て支援室
放課後児童クラブの充実	継続	日中、保護者が就労している小学生を対象として、放課後に生活の場を提供する放課後児童クラブの充実を図ります。	子育て支援室
公園の整備	新規	総合計画や都市計画マスタープランに基づき、町民が求める利用しやすい公園の整備を目指します。	都市建設室 用地管理室

基本目標3 男女が安心・安全で暮らせる社会づくり

(1) 子育て家族の支援と保健事業の充実

【現状】

母子及び家族の支援と保健事業の充実に向けて、土日の保健センター開館日に母子健康手帳交付を実施しています。母子健康手帳交付時におけるパパ・ママClass、マタニティClass等の保健事業の周知、個別面接によるハイリスク妊婦の把握などに努めています。

また、乳幼児健診、心理士・作業療法士・言語聴覚士による発達相談、発達支援教室、24時間365日電話相談「健康NO.1ダイヤル」等を行い、育児不安の軽減や発達支援を行っています。

【施策の方向性】

妊娠に関する支援や子育て家庭が安心して育児を行えるような支援の充実を図っていきます。

施策	区分	内容	担当室
母子健康手帳の交付	継続	母子健康手帳交付時に妊婦や家族が利用できる事業・制度の紹介に努め、活用の促進を図ります。また、個別面接を行い、ハイリスク妊婦の把握に努めます。	健康づくり室
継続的な相談支援	新規	支援プランに基づく継続支援（電話相談や訪問等）や妊娠8ヶ月アンケート等による伴走型支援を実施し、妊婦や夫・パートナー、家族に対し、育児環境づくりの支援や産後の育児不安の支援に努めます。	健康づくり室
働く女性の母性保護	継続	妊娠届出時やマタニティClass、パパ・ママClass等において、働く女性の母性保護や健康管理に関する知識の普及を図ります。	健康づくり室
妊婦と胎児の健康増進	継続	妊娠前・妊娠期の心身の健康の大切さを周知し、妊婦と胎児の健康増進を図ります。	健康づくり室

施策	区分	内容	担当室
健やかな成長、 発達支援と育児 不安の軽減	拡充	新生児訪問や乳幼児健診、電話相談や各種相談会を実施します。これらの事業をとおして、健やかな成長や育児不安の軽減に努めます。また、母子保健推進員活動をとおして、地域と子育て世帯、行政の連携を図っていきます。	健康づくり室

(2) 高齢者福祉の充実と社会参加の促進

【現状】

高齢者福祉の充実に向けて、老人福祉センターにおける定期的な体操教室の開催や、町主催の介護予防教室、地域の通いの場での出前講座等を実施し、介護予防の普及啓発を図っています。

また、高齢者の社会参加の促進に向けては、シルバー人材センターにおける活動の充実や情報提供の充実に取り組んでいます。

住民意識調査においては、女性が結婚・出産後も働き続けるという観点からも「通いや泊り、入所など、介護を必要とする人を預かってくれる制度（施設）の充実」が重要と考えられています。

【施策の方向性】

一人暮らし高齢者の増加や運転免許返納者の増加、認知症の増加や定年の延長など、高齢者を取り巻く環境が変化してきています。これらの変化に対応できるように地域の人々や事業所、関係機関などが連携しながら、高齢者福祉の充実に向けた取組を推進していきます。

施策	区分	内容	担当室
高齢者福祉の充実	継続	介護予防の促進や自立生活の支援など各種福祉サービスを推進するとともに、関係機関との連携や子育て支援・障がい者支援などの多機関協働による取組を促進します。	介護高齢室
高齢者に対する活動機会の充実	継続	高齢者向けの活動機会の充実、拡大を促進します。就労意欲の高い高齢者等に対する情報提供等を充実し、シルバー人材センターの人材確保を目指すとともに、シルバー会員の活躍の場を充実します。	介護高齢室

(3) 障害福祉の充実と社会参加の促進

【現状】

渋川広域障害福祉なんでも相談室、自立支援協議会、自立支援審査会や相談支援事業所等との連携を図りながら、障害のある方が必要とするサービス支援につないでいきます。

【施策の方向性】

障害のある方が地域で自立して生活し社会参加ができるよう、障害福祉サービスの充実や就労機会の拡充を行っていく必要があると考えられます。

また、障害のある方への理解促進やバリアフリーなど取組を進めていきます。

施策	区分	内容	担当室
計画的な障害福祉サービスの提供	継続	障害福祉計画に基づいて、計画的に障害福祉サービス提供体制の整備を図ります。また、町単独で整備が難しいサービスについては、広域で連携しながらサービス提供体制の整備を図ります。	福祉室
一人ひとりのライフスタイルに合わせた生活支援	継続	障害のある人が必要なサービスを適切に利用し、地域で可能な限り自立した生活を送ることができるように、各種支援制度の周知と充実を図ります。	福祉室

(4) 暴力の撲滅に向けた広報・啓発活動の推進

【現状】

広報紙やホームページなどによる啓発や、「女性に対する暴力をなくす運動¹²」に合わせた啓発の強化など、暴力の撲滅に向けた啓発活動を実施しています。

住民意識調査においては、DVに関して、「人格を否定するような暴言や、交友関係を細かく監視するなどの、精神的な嫌がらせを受けた」について 17.7%の方が『あった（「何度もあった」＋「1・2度あった」の合計）』と回答するなど、DVの実態が明らかになりました。

¹² 女性に対する暴力をなくす運動：毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的として、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しています。

【施策の方向性】

DVやデートDVなど、暴力や虐待等に関する情報について、広報紙への掲載回数を増やす、SNSの活用、関係機関への啓発の協力依頼などを行い、啓発を強化していきます。

施策	区分	内容	担当室
DV防止の意識づくり	継続	DVに関する情報を広報紙・ホームページ、SNS等で提供し、意識啓発を行います。	住民環境室 福祉室
DV等に関する相談・支援体制の充実	拡充	福祉、保健、警察、行政相談センターと連携し、DV等に関する相談支援体制の充実を図ります。併せて、支援措置による住民票等の発行制限を行います。また、被害者の保護はもちろん、自立を支援することも含め、総合的に施策を講じるため、国・地方公共団体・民間団体等との連携・協力の充実を図ります。	住民環境室 福祉室
国・県等の相談機関の周知	継続	暴力の撲滅に向け、相談機関の周知を行います。	住民環境室 福祉室
児童虐待の早期発見・適切な対応の強化と虐待の予防啓発	継続	吉岡町要保護児童対策協議会の活動を強化して虐待に対する適切な対応に努めるとともに、児童相談所や関係機関との連携により、虐待の予防啓発に努めます。	子育て支援室

(5) 地域の健康づくりの推進

【現状】

町民が主体となり、運動や食生活、こころの健康等に関する健康の維持・増進を目的とした活動を行い、健康ナンバーワンのまちを目指す「よしおか健康No.1プロジェクト」を推進しています。

また、こころの健康についての相談支援の充実に向けて、トイレなどの人目に付かないところへの相談機関案内の設置やゲートキーパー¹³研修を実施しています。

【施策の方向性】

生涯を通じた健康づくりのため、町、スポーツ団体、企業等が連携・協働して、身近な地域で健康づくりを図るための環境整備を進め、女性における運動・スポ

¹³ ゲートキーパー: 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

第4章 計画の内容

一ツへの参加促進に向けた取組を推進します。

健康No. 1プロジェクトや健康づくり教室など健康づくりの活動に対しては、男女に関係なく、主体的に参加してもらえよう積極的に働きかけることが必要と考えられます。

また、悩んでいる人に寄り添うことができるよう、ゲートキーパー研修の対象者の拡大など取組を進めていきます。

施策	区分	内容	担当室
健康への意識づくり	継続	広報や健診時の情報提供、「健康No. 1プロジェクト事業」等により、広く町民に情報伝達を図り、生活習慣病の予防に関する知識の普及に努めます。	健康づくり室
健康づくり教室（料理教室、運動教室など）の開催	継続	健康づくりを目的とした料理教室や運動教室を開催します。また、自治会を単位とした自主活動の支援を行います。	健康づくり室
女性の健康づくり	新規	女性は、思春期、妊娠期、出産期、更年期、高齢期などのライフステージごとに心身の状態が変化し、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。女性の健康づくりに関する情報を発信します。	健康づくり室
町民の食生活改善	継続	食生活改善推進員やよしおか健康推進委員の活動と連携して町民の食生活改善を支援していきます。	健康づくり室
こころの健康の大切さの普及	継続	こころの健康についての知識の普及を図るとともに、相談しやすい体制を整備し、相談窓口の周知を図ります。また、ゲートキーパー研修を実施します。 学校においては、子どもたちが、いのちの大切さや辛い時のSOSの出し方を学ぶ機会を作ります。	健康づくり室 学校教育室

基本目標4 男女共同参画社会への環境づくり

(1) 男女共同参画社会形成に関する条例の制定

【現状】

男女共同参画社会の形成についての方向性を示す条例を制定するため、他市町村の条例の内容等の情報収集及び研究を行い、条例の制定に向けた検討を進めています。

【施策の方向性】

男女共同参画社会の実現を図ることを目的として、男女共同参画推進についての基本理念や町の施策の基本となる事項を定める条例の策定を目指します。

施策	区分	内容	担当室
男女共同参画社会形成に関する条例の制定	拡充	第2期吉岡町男女共同参画基本計画の期間中における条例の制定を目指します。	協働安全室

(2) 地域における男女共同参画の推進

【現状】

男女共同参画社会の実現のためには、男女それぞれの視点に立った意見をあらゆる分野で公平に取り入れていく必要があります。

住民意識調査においては、「町内会や自治会等における男女の地位」について、「平等になっている」と感じる割合は約2割であり、約5割の方が男性の方が優遇されていると感じています。また、「社会通念・慣習・しきたりなど」「政治の場」「社会全体の中」における男女の地位についても男性優遇と感じる割合がそれぞれ7割以上と高くなっています。

【施策の方向性】

地域における男女共同参画の推進に向けて、慣習やしきたり、固定観念等により、地域における活動が性別による固定的な役割分担とならないよう啓発を推進していきます。

施策	区分	内容	担当室
地域活動に参加しやすい環境づくり	継続	男女が共に地域活動に主体的に参加できるように、地域活動に関する情報を地域住民に届けるとともに、男女共同参画への意識改革に向けた情報発信を行います。	協働安全室
自治会等地域活動への男女共同参画の推進	新規	自治会役員等への女性の積極的な参画について啓発します。また、性別に関わらず地域で活動できるように条件整備を推進します。	協働安全室

(3) 行政における男女共同参画の推進

【現状】

本町の令和4年度の管理職に占める女性の割合は28.1%、審議会・委員会等の女性委員の割合は30.2%、男性職員の育児休業取得率は50.0%となっています。育児休業に関しては、実際にまわりに取得する人が増えてくることでまわりの意識が変化してきていることが伺われます。

【施策の方向性】

管理職に占める女性の割合や審議会・委員会等の女性委員の割合といった女性の割合については、単に割合を増加させることを目的とするのではなく、これまでの慣習やしきたりにとらわれない、意識の変革による公平な登用や制度利用の促進を行っていきます。

施策	区分	内容	担当室
女性職員の管理職等登用の推進	継続	女性が管理職を目指せるような職場環境の整備に努め、能力や適性に合った、管理職登用・昇任を進めます。	人事行政室
育児休業・介護休暇等が取得しやすい環境づくり	継続	男女が共に育児休業、介護休暇及び看護休暇制度を活用することができる職場環境づくりに努めます。	人事行政室
男性職員の育児休業取得の推進	継続	積極的な育児参加を促進するため、男性職員の育児休業取得を奨励し、取得率の向上に努めます。	人事行政室

施策	区分	内容	担当室
職場におけるハラスメント防止対策の推進	拡充	職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントに関する研修等を行います。また、相談体制の充実やハラスメント防止に向けた指針を作成し、防止対策を推進します。	人事行政室
審議会等委員の女性委員の登用	継続	町政運営において、女性が自らの能力を十分に生かし、様々な分野で方針決定に関わり、意見や考え方を反映させることができる環境づくりを推進します。	企画室

(4) 男女共同参画の視点に立った防災体制等の確立

【現状】

令和3年11月に改定した吉岡町地域防災計画において、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めることを明記しました。

【施策の方向性】

防災に関する計画やマニュアルを策定する際には、女性の意見を聴取する場や、男女共同参画の専門家に意見を求める場等を作り、幅広い意見を反映できる体制を整えていきます。

施策	区分	内容	担当室
防災対策における女性の活躍の推進	拡充	災害時における女性のニーズに対応できるよう、女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくりに努めます。また、女性消防団員の入団啓発に努めます。	協働安全室

■「SDGs」と本計画との関係

持続可能な開発目標（^{エスディジーズ}SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、我が国としても積極的に取組を進めています。

本計画の推進にあたっては、17のすべてのゴールへの視点を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の構築を推進します。

<SDGsの17の目標>

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	

1 貧困をなくそう	10 人や国の不平等をなくそう
2 飢餓をゼロに	11 住み続けられるまちづくりを
3 すべての人に健康と福祉を	12 つくる責任 つかう責任
4 質の高い教育をみんなに	13 気候変動に具体的な対策を
5 ジェンダー平等を実現しよう	14 海の豊かさを守ろう
6 安全な水とトイレを世界中に	15 陸の豊かさも守ろう
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	16 平和と公正をすべての人に
8 働きがいも経済成長も	17 パートナリシップで目標を達成しよう
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制・進行管理

(1) 推進体制

本町が目指す男女共同参画社会の実現及び基本目標の達成に向けては、町民一人ひとりの男女共同参画に関する理解と、関係団体、町内事業者及び行政がそれぞれの役割を担いつつ、協力しながら行動することが重要です。

また、計画に掲げる施策を効果的に推進するため、庁内においては各担当部署間の連携体制を強化するとともに、地域で活動する各種団体や関係機関等のほか、国や県などと連携し、協力と助言を受けつつ推進していくこととします。

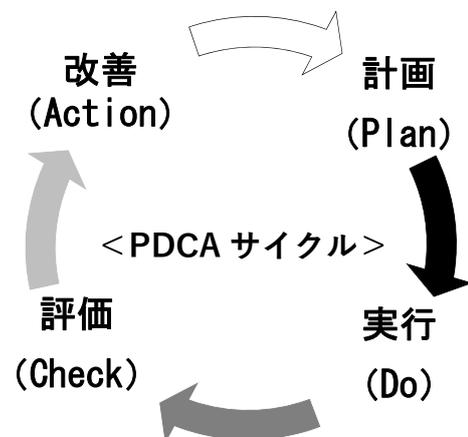
計画に掲げる施策の実効性を確保するため、主要な取組に対する実施状況及び目標の達成状況を定期的に吉岡町男女共同参画推進協議会等により、検証や確認していきます。

(2) 進行管理

本計画の実施においては、施策の策定（P：Plan）、施策の実施（D：Do）、進捗の点検（C：Check）、必要な見直し・改善（A：Action）のPDCAサイクルの視点に立ち、日々業務の見直し、改善を行いながら施策を推進します。

また、年に1度、施策の進捗状況の確認を行うため、各課（室）において、担当施策の評価を行うとともに、業務の見直し・改善や新たな施策立案を実施します。

次期計画策定時には、事業の検証や評価を行うとともに、成果指標による計画の進捗状況の確認を行い、5年間の取組についての評価を行います。



2 計画の成果指標

基本目標の実現に向けて、計画に基づく施策の成果を図るため、第2期計画における成果指標と目標値を設定します。

■基本目標1 男女共同参画の意識づくり

成果指標	担当室	前計画		第2期計画	
		基準値 (平成29年調査)	令和5年度 目標値 (令和4年調査)	基準値 (令和4年調査)	令和10年度 目標値 (令和9年調査)
【住民意識調査】 「家庭生活において男女が平等となっている」と思う人の割合	協働安全室	30.5%	50.0%	31.0%	50.0%
【住民意識調査】 「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」「どちらかといえば反対」と思う人の割合の合計	協働安全室	63.3%	80.0%	73.1%	80.0%
【住民意識調査】 「男女共同参画社会」という言葉の認知度	協働安全室	41.9%	100%	48.5%	100%
【住民意識調査】 「LGBTQやLGBTQ+(一般的に性的少数者を指す言葉)」の認知度	協働安全室	—	—	60.1%	100%
男女共同参画を推進するための講座・イベント等の年間の開催回数	協働安全室 健康づくり室 生涯学習室	—	—	1回	4回

■基本目標2 男女がともに働きやすい環境づくり

成果指標	担当室	前計画		第2期計画	
		基準値 (平成29年調査)	令和5年度 目標値 (令和4年調査)	基準値 (令和4年調査)	令和10年度 目標値 (令和9年調査)
農業委員に占める女性の割合	農業振興室	—	—	25.0%	30.0%以上
待機児童数	子育て支援室	—	—	0人 (R5.4.1時点)	0人 (R10.4.1時点)
ファミリーサポートセンター(産前・産後含む)の利用者数(延べ人数)	子育て支援室	—	—	141人	297人
病後児保育事業の利用者数(延べ人数)	子育て支援室	—	—	11人	76人
体調不良児対応型保育事業実施園	子育て支援室	—	—	0園	2園

■基本目標3 男女が安心・安全で暮らせる社会づくり

成果指標	担当室	前計画		第2期計画	
		基準値 (平成29年調査)	令和5年度 目標値 (令和4年調査)	基準値 (令和4年調査)	令和10年度 目標値 (令和9年調査)
地域の通いの場(サロン等)の設置箇所	介護高齢室	—	—	32箇所	42箇所
障害者相談支援事業の利用者数(実人数)	福祉室	—	—	144人	170人
【住民意識調査】暴力を受けたとき、誰(どこ)にも相談しなかった人の割合 ※少ないほど良い	住民環境室	41.0%	20.2%	39.4%	20.0%
DV防止啓発に関する広報掲載回数(年間)	住民環境室	—	—	3回	15回
「よしおか健康No.1プロジェクト」の参加人数(延べ人数)	健康づくり室	—	—	17,772人	23,000人
ゲートキーパー研修参加者	健康づくり室	—	—	78人	120人

■基本目標4 男女共同参画社会への環境づくり

成果指標	担当室	前計画		第2期計画	
		基準値 (平成29年調査)	令和5年度 目標値 (令和4年調査)	基準値 (令和4年調査)	令和10年度 目標値 (令和9年調査)
【住民意識調査】社会通念・慣習・しきたりなどにおいて「男女が平等となっている」と思う人の割合	協働安全室	13.3%	50.0%	12.7%	50.0%
全職員に占める女性職員の割合	人事行政室	—	—	40.7% (R5.4.1時点)	45.0%以上 (R10.4.1時点)
町の管理職に占める女性の割合	人事行政室	7.4% (H30.4.1時点)	15.0% (R5.4.1時点)	28.1% (R5.4.1時点)	30.0%以上 (R10.4.1時点)
町の男性職員の育児休業取得率	人事行政室	16.6% (H26年度~H30年度)	18.0% (R1年度~R5年度)	50.0% (R1年度~R4年度)	85.0% (R6年度~R10年度)
審議会・委員会等の女性委員の割合	企画室	24.2% (H30.4.1時点)	40.0% (R5.4.1時点)	30.2% (R5.4.1時点)	40.0% (R10.4.1時点)
女性消防団員の人数	協働安全室	—	—	0人	10人

※令和6年度に「吉岡町健康づくり計画」・「いのち支える吉岡町自殺対策行動計画」・「吉岡町子ども・子育て支援事業計画(アンケートも実施)」を策定予定のため、指標が異なる場合があります。

資料編

1 計画の策定経過

	年 月	内 容
【令和4年度】	令和4年7月27日（水）	吉岡町男女共同参画推進協議会 第1回会議 ・第2期吉岡町男女共同参画基本計画について ・基礎調査について
	令和4年8月31日（水）	吉岡町男女共同参画推進協議会 第2回会議 ・基礎調査項目について ・基礎調査における対象者の抽出等について ・今後のスケジュールについて
	令和4年9月27日（火） ～10月14日（金）	「男女の意識の現状等に関するアンケート調査」の実施 ・回収数 1,287 / 回収率 42.9%
	令和5年1月19日（木）	吉岡町男女共同参画推進協議会 第3回会議 ・アンケート調査における対象者の抽出方法等の評価について ・アンケート調査結果について
【令和5年度】	令和5年7月13日（木）	吉岡町男女共同参画推進協議会 第1回会議 ・アンケート調査報告書（吉岡町の特徴）について ・「吉岡町男女共同参画基本計画」の管理指標について ・「吉岡町男女共同参画基本計画」に係る取組状況等の報告について ・第2期吉岡町男女共同参画基本計画について
	令和5年8月22日（火） 8月23日（水）	吉岡町男女共同参画基本計画に係る業務ヒアリング ・各担当室における施策の進捗状況及び今後の方向性等についてのヒアリング調査を実施
	令和5年11月20日（月）	吉岡町男女共同参画推進協議会 第2回会議 ・第2期吉岡町男女共同参画基本計画（素案）について
	令和6年1月18日（木） ～2月7日（水）	パブリック・コメントの実施
	令和6年2月21日（水）	吉岡町男女共同参画推進協議会 第3回会議 ・第2期吉岡町男女共同参画基本計画（案）について ・第2期吉岡町男女共同参画基本計画（概要版）について

2 吉岡町男女共同参画推進協議会委員名簿

(敬称略)

	所属・役職名等	氏名	備考
1	吉岡町自治会連合会 大久保寺下自治会長	小林 一則	
2	吉岡町商工会 理事（女性部部长）	石関 琴音	
3	吉岡町農業委員会 委員	小材 美恵子	
4	吉岡町民生委員児童委員協議会 委員	石田 美由紀	令和4年11月まで
		渡邊 久子	令和4年12月から
5	吉岡町婦人会 会長	飯島 澄子	
6	吉岡町議会議員	村越 哲夫	令和5年4月まで
		小林 静弥	令和5年5月から
7	吉岡町教育委員	田中 知子	
8	共愛学園前橋国際大学 研究員	前田 由美子	座長
9	群馬銀行吉岡支店 支店長	伊藤 義則	令和5年9月まで
		久保 範昭	令和5年10月から
10	公募	齊藤 肇夫	
11	公募	永田 真子	
12	公募	田村 真之助	

3 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国

の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提

供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、

前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

第2期吉岡町男女共同参画基本計画

- 発行日 令和6年3月
- 発行者 吉岡町
- 編集 総務課
〒370-3692
群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 560 番地
TEL： 0279-54-3111（代表）
FAX： 0279-54-8681



吉岡町